

2025年4月24日
東京・主婦会館プラザエフ

2025 年度 第 3 回 共済推進県本部代表者会議

議 事 次 第

座長 榎本書記次長
石上委員長あいさつ

< 報告事項 >

I. 自治労共済推進本部の実績報告 別 冊

< 協議事項 >

I. 自治労共済推進本部の 2024 年度事業推進活動の総括（案）に 別 冊
ついて

II. 自治労共済推進本部の 2025 年度事業推進方針と実行計画（案） 別 冊
について

III. 自治労共済推進本部の 2025 年度第 1 次事業目標の設定につい P. 1
て

IV. じちろうマイカー共済の団体割引率（2025 年 11 月発効以降） P. 14
について

V. 長期共済・税制適格年金・退職後共済の制度改善（概要案）に P. 25
ついて

VI. 経過措置終了に伴う共済推進県本部交付金の取り扱いについて P. 41

VII. じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組み強化 P. 44

全日本自治団体労働組合

(白)

< 協議Ⅲ >

2025 年 4 月 24 日
第 3 回共済推進県本部代表者会議
自治労共済推進本部

自治労共済推進本部の 2025 年度第 1 次事業目標の設定について

(添付資料 有)

I. こくみん共済 coop および職域生協統括本部の 2025 年度目標設定

1. こくみん共済 coop の第 1 次目標

こくみん共済 coop〈全労済〉本部の中経 2025（2022 年度～2025 年度）中間検証で補強した統括本部単位の 2025 年度目標（＜参考＞全国値：1,163.1 億円）よりも引き上げることを前提に、2024 年度の進捗状況等を踏まえた統括本部単位の予定付加掛金の「2024 年度（決算見込み）」「2025 年度（目標）」を集約し、本部にて検証したうえで 2025 年度目標を設定します。

本部の目標額は、1,173.13 億円と設定されました。

<単位：百万円>												
予定付加掛金	2024年度 目標 【A】	<本部試算値> 2024年度 決算見込み	2024年度 決算見込み 【B】	対前年 増減額	対前年 増減率	目標との差 【B-A】	目標 達成率	2025年度 目標 【C】	対前年 増減額	対前年 増減率	中間検証補強後の 2025年度目標 【D】	目標引き上げ額 【C-D】
北海道・東北	15,508	15,612	15,615	66	0.42%	106	100.69%	15,395	△220	△1.41%	15,274	121
關 東	31,995	32,163	32,199	205	0.64%	204	100.64%	31,800	△400	△1.24%	31,495	305
中 部	18,334	18,477	18,464	72	0.39%	129	100.71%	18,105	△358	△1.94%	18,031	74
關 西	15,604	15,644	15,632	43	0.28%	28	100.18%	15,469	△163	△1.05%	15,436	33
中 四 国	11,445	11,527	11,515	28	0.24%	70	100.61%	11,330	△185	△1.61%	11,242	88
九 州	12,130	12,199	12,214	93	0.77%	84	100.70%	12,061	△154	△1.26%	11,993	68
職域生協	10,900	11,160	11,191	0	0.00%	291	102.67%	10,818	△373	△3.33%	10,511	307
統括本部計	115,918	116,781	116,831	507	0.44%	914	100.79%	114,978	△1,853	△1.59%	113,982	996
そ の 他	2,463	2,471	2,471	△325	△11.63%	8	100.33%	2,335	△136	△5.52%	2,327	8
全 国 計	118,381	119,252	119,303	182	0.15%	922	100.78%	117,313	△1,990	△1.67%	116,309	1,004

2. 職域生協統括本部の第 1 次目標

職域生協統括本部では、推進本部別に、2024 年度 6 月～12 月の対前年度増減比の推移実績を踏まえた統計的分析にて 2025 年 5 月末実績を予測し、自然災害共済とマイカー共済の制度改定にともなう付加掛金の影響率を加味したうえで 2025 年度目標が設定されました。

	予定付加掛金額（千円）	
	2024 年度末見込	2025 年度目標
自治労	10,274,795	9,941,741
森林労連	404,995	387,479
たばこ	334,073	319,624

全水道	177,215	169,550
統括本部計	11,191,078	10,818,394

Ⅱ. 自治労共済推進本部の2025年度事業目標の設定

1. 2024年度実績見込みの算出

① 予定付加掛金

2024年度末の実績は、10,276,267千円の見込となっており、2024年度目標9,990,000千円に対し+286,267千円（+2.87%）となっており目標を達成する見込みとなっています。

また、自治労共済推進本部としてめざしてきた2023年度期末実績10,269,401千円に対しては、+6,866千円（+0.07%）となっています。

実績見込みがプラスとなった共済制度としては、マイカー共済において保有台数の増加によって2023年度期末実績に対し+100,033千円、自然災害共済について制度改定効果により+37,572千円となっています。

（単位：千円）

	2023年度 期末実績	2024年度 目標	2024年度 実績見込み	対目標	対2023年度 期末実績
予定付加掛金	10,269,401	9,990,000	10,276,267	+2.87%	+0.07%

【予定付加掛金収入】

〈金額単位：千円、率：％〉

		2023年度 期末実績	2024年度 期末予測	対前年度増加額	増加率
火災共済		620,935	605,897	-15,038	△ 2.42
火災再共済		0	0	0	***
自然災害共済		341,878	379,451	37,572	10.99
慶弔共済		93,401	92,350	-1,051	△ 1.13
交通災害共済		104,163	103,352	-810	△ 0.78
団体生命共済		3,995,727	3,934,217	-61,510	△ 1.54
こくみん共済		0	0	0	***
団生移行共済		0	0	0	***
マイカー共済		4,289,738	4,389,771	100,033	2.33
自賠責共済		31,390	29,489	-1,901	△ 6.05
個人長期生命共済		145,265	129,358	-15,907	△ 10.95
ねんきん共済	個人ねんきん	46	47	1	1.22
	団体ねんきん	610,469	577,452	-33,017	△ 5.41
終身共済		36,389	34,883	-1,506	△ 4.14
元受・再共済計		10,269,401	10,276,267	6,866	0.07
受託事業		-	-	-	-
合 計		10,269,401	10,276,267	6,866	0.07

② 保有口数

保有口数の2024年度実績見込みは277,465,669口となる見込みです。これは、2023年度期末実績（277,249,615口）に対し+216,054口、2024年度目標（272,837,740口）に対し+4,627,929口となっています。

共済種目別では、引き続き好調なマイカー共済で+200万口プラスとなったことが要因とな

っています。

(単位：口)

	2023 年度 期末実績	2024 年度 目標	2024 年度 実績見込み	対目標	対 2023 年度 期末実績
保有口数	277, 249, 615	272, 837, 740	277, 465, 669	+1. 70%	+0. 08%

【件数・口数】換算口数変換後

<単位：件・口>

共済別	2023年度末実績		2024年度末予測	
	件数	口数	件数	口数
火災共済	180, 173	26, 638, 845	175, 162	26, 141, 012
火災再共済	0	0	0	0
自然災害共済	126, 257	16, 897, 135	124, 288	16, 814, 104
標準タイプ	89, 917	9, 964, 213	86, 770	9, 638, 884
大型タイプ	36, 340	6, 932, 922	37, 518	7, 175, 220
慶弔共済	780, 992	1, 565, 906	772, 694	1, 549, 182
交通災害共済	237, 838	2, 885, 126	233, 225	2, 854, 010
団体生命共済	635, 602	123, 219, 090	625, 379	122, 440, 697
こくみん共済	0	0	0	0
団体生命移行共済	0	0	0	0
マイカー共済	368, 282	97, 947, 201	374, 733	99, 953, 800
車両特約	208, 072	4, 164, 258	219, 950	4, 498, 442
自賠責共済	23, 942	3, 591, 300	23, 673	3, 550, 950
個人長期生命共済	136, 254	2, 764, 778	119, 658	2, 464, 429
ねんきん共済	279, 054	1, 303, 332	274, 767	1, 275, 910
個人ねんきん	25	2, 700	25	2, 700
団体ねんきん	279, 029	1, 300, 632	274, 742	1, 273, 210
終身共済	17, 415	436, 903	17, 111	421, 575
元受・再共済計	2, 785, 809	277, 249, 615	2, 740, 690	277, 465, 669
受託事業	0	0	0	0
合 計	2, 785, 809	277, 249, 615	2, 740, 690	277, 465, 669

2. 自治労共済推進本部の2025年度第1次事業目標の設定

こくみん共済 coop 本部の中経 2025 経営目標（補強案）を踏まえた職域生協統括本部の推進本部別の目標設定に沿い、自治労共済推進本部の2025年度事業目標を9,941,741千円（自治労共済推進本部の2024年度末見込に基づく増加率△3.26%）として設定します。

なお、中経 2025 経営目標値を超える目標達成に向け、2025 年度事業推進方針・実行計画（案）に沿った取り組みを展開し、2024 年度期末実績見込みをめざす中で、2025 年度事業目標の達成に向けて取り組むこととします。

【予定付加掛金収入】

〈金額単位：千円、率：％〉

		2024年度 期末予測	2025年度 目標	対前年度増加額	増加率
火災共済		605, 897	589, 417	-16, 480	△ 2. 72
火災再共済		0	0	0	***
自然災害共済		379, 451	387, 437	7, 986	2. 10
慶弔共済		92, 350	90, 579	-1, 771	△ 1. 92
交通災害共済		103, 352	99, 902	-3, 450	△ 3. 34
団体生命共済		3, 934, 217	3, 826, 762	-107, 455	△ 2. 73
こくみん共済		0	0	0	***
団生移行共済		0	0	0	***
マイカー共済		4, 389, 771	4, 171, 905	-217, 866	△ 4. 96
自賠責共済		29, 489	33, 999	4, 510	15. 29
個人長期生命共済		129, 358	129, 358	0	0. 00
ねんきん共済	個人ねんきん	47	47	0	0. 26
	団体ねんきん	577, 452	577, 452	-0	△ 0. 00
終身共済		34, 883	34, 883	0	0. 00
元受・再共済計		10, 276, 267	9, 941, 741	-334, 526	△ 3. 26
受託事業		-	-	-	-
合 計		10, 276, 267	9, 941, 741	-334, 526	△ 3. 26

Ⅲ. 自治労共済推進本部の2025年度新契約・保有契約目標

第3回県支部事務局長会議（2025年3月12日）にて、第1次事業目標（新契約件数、保有契約件数）の考え方について確認しました。

各県支部・県本部共済推進委員会で目標件数を協議・確認し、目標達成に向けて取り組みます。

1. 別紙1 2023・2024・2025年度 新契約件数の目標・見込・実績（制度・県支部別）
2. 別紙2 2024年度保有見込件数と2025年度保有・新契約目標件数

Ⅵ. 進め方

- 4月9日 第14回常任代表委員会（第1次事業目標を協議・確認）
- 4月11日 第16回企画調整会議（第1次事業目標を協議）
- 4月14日 第8回本部共済推進委員会（第1次事業目標を協議・確認）
- 4月23日 第5回代表委員会（第1次事業目標を協議・確認）
- 4月24日 第3回共済推進県本部代表者会議（第1次事業目標を提示）

4 月 25 日	第 4 回県支部事務局長会議（第 1 次事業目標について意見交換）
5 月	共済推進県本部・県支部合同会議ブロック会議（第 1 次事業目標を提示）
6 月下旬	第 2 次事業目標設定作業（年度末実績ベース）
7 月 11 日	第 7 回代表委員会（第 2 次事業目標を協議）
7 月中旬	こくみん共済 coop＜全労済＞本部理事会（2025 年度事業目標を確認）
7 月 30 日	自治労共済推進本部・組合員代表者会議（2025 年度事業目標を確認）

以 上

地連	県支部	総合（慶弔）共済						団体生命共済（本人）						じちろう退職者団生（本人）						長期共済						県支部	地連		
		2023年度			2024年度			2023年度			2024年度			2023年度			2024年度			2023年度			2024年度						
		新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標				
北海道		3,624	3,890	3,842	3,885	3,701	3,701	418	287	270	375	331	331	201	239	255	269	267	236	251	156	154	185	137	160		北海道		
東北	青森	391	315	366	315	364	364	196	118	127	140	132	141	86	82	90	88	96	100	140	74	84	100	73	100	青森	東北		
	岩手	209	196	190	196	208	208	127	116	99	140	106	140	66	86	78	92	76	82	160	125	106	140	110	140	岩手			
	宮城	629	516	543	516	612	612	266	178	176	232	200	200	120	211	162	218	137	147	246	174	176	185	146	160	宮城			
	秋田	400	449	472	449	462	462	184	118	121	140	193	160	54	85	72	92	81	90	100	63	62	100	67	100	秋田			
	山形	647	660	566	660	556	556	302	273	249	273	250	250	128	145	87	159	89	106	160	95	92	115	80	115	山形			
	福島	707	746	697	746	649	649	582	614	606	590	434	606	184	212	195	234	188	212	472	425	420	429	316	319	福島			
	新潟	928	972	1,049	970	1,107	1,107	424	411	404	411	361	404	275	322	262	347	269	295	317	267	247	270	209	225	新潟			
関東甲	群馬	889	979	940	979	921	921	386	329	323	353	265	323	153	147	149	167	160	180	273	216	211	226	179	210	群馬	関東甲		
	栃木	774	676	700	675	748	748	194	140	152	141	99	115	103	86	86	111	72	87	140	59	61	100	51	100	栃木			
	茨城	454	571	655	571	588	588	233	170	223	170	202	180	103	108	143	116	123	131	160	110	137	140	121	140	茨城			
	埼玉	399	421	434	421	387	387	102	21	24	100	48	100	35	42	34	49	40	46	100	9	10	100	21	100	埼玉			
	東京	2,406	2,442	2,616	2,438	2,805	2,805	129	169	176	139	196	159	128	141	176	157	180	189	100	40	41	100	38	100	東京			
	千葉	649	657	750	657	733	733	171	95	66	115	130	120	23	25	18	28	21	24	100	11	9	100	9	100	千葉			
	神奈川	1,468	1,651	1,528	1,648	1,427	1,427	235	147	154	179	175	175	132	172	149	189	139	151	140	65	69	100	94	115	神奈川			
	山梨	403	487	506	487	518	518	100	69	72	100	77	115	35	28	26	34	22	27	100	45	55	100	57	100	山梨			
北信	長野	1,371	2,654	1,534	1,493	1,621	1,621	406	463	376	418	383	383	200	293	160	314	166	184	256	229	173	231	179	210	長野	北信		
	富山	592	586	649	586	724	724	296	300	293	300	316	303	79	73	75	87	72	81	140	136	133	160	154	185	富山			
	石川	536	623	673	623	727	727	144	93	84	115	90	115	56	44	54	52	54	61	100	36	33	100	37	100	石川			
	福井	406	521	544	521	472	472	267	291	304	277	270	304	51	57	46	66	44	50	115	97	100	115	68	100	福井			
東海	静岡	793	828	907	827	906	906	258	194	210	194	210	199	60	91	96	95	74	80	140	69	70	100	98	115	静岡	東海		
	愛知	743	831	861	821	802	802	146	119	165	140	168	150	45	55	60	61	60	64	100	97	101	115	87	115	愛知			
	岐阜	619	2,810	928	925	867	867	168	142	167	142	131	167	45	51	59	59	59	64	100	81	100	115	74	100	岐阜			
	三重	905	916	929	913	940	940	287	329	338	307	387	323	113	159	143	173	133	147	210	269	197	272	230	232	三重			
近畿	滋賀	517	587	535	585	537	537	161	142	168	142	155	147	35	27	33	31	30	33	100	22	18	100	10	100	滋賀	近畿		
	京都	161	195	174	195	181	181	128	63	50	100	58	100	40	48	34	53	38	42	100	23	11	100	16	100	京都			
	奈良	382	328	361	328	345	345	163	130	127	141	118	140	49	53	49	57	44	48	100	31	27	100	22	100	奈良			
	和歌山	725	781	858	780	846	846	174	275	268	214	290	244	41	77	70	81	64	71	100	135	123	160	74	100	和歌山			
	大阪	995	1,101	1,074	1,094	973	973	376	362	352	363	335	352	291	302	324	368	346	393	225	190	163	210	137	160	大阪			
	兵庫	1,562	1,453	1,434	1,452	1,398	1,398	160	156	142	156	136	142	59	74	62	82	59	70	100	89	80	115	58	100	兵庫			
中国	岡山	352	335	1,307	335	441	431	185	101	132	140	94	115	41	43	44	47	47	51	115	58	68	100	39	100	岡山	中国		
	広島	904	935	924	935	968	968	388	325	326	346	326	326	114	153	99	167	133	148	226	176	173	210	178	210	広島			
	鳥取	387	428	475	428	438	438	277	259	249	267	263	263	82	93	83	100	96	107	210	175	170	185	180	210	鳥取			
	島根	690	614	646	614	613	613	497	499	531	498	485	531	166	197	156	216	147	169	399	384	417	388	398	402	島根			
	山口	692	634	624	634	631	631	294	379	357	334	327	357	98	141	111	158	110	122	140	139	129	160	123	140	山口			
四国	香川	579	564	598	564	511	511	264	224	206	232	157	206	84	70	78	84	80	90	279	160	153	185	118	140	香川	四国		
	徳島	709	718	693	718	685	685	271	242	244	255	239	244	96	125	86	133	81	92	210	191	188	210	150	160	徳島			
	愛媛	210	204	222	204	177	177	227	118	111	140	122	140	51	64	81	69	80	81	210	100	100	115	138	160	愛媛			
	高知	193	200	190	200	217	217	186	179	174	179	182	182	81	126	102	131	111	116	115	99	98	115	77	115	高知			
九州	福岡	927	1,036	1,145	1,031	1,047	1,047	721	761	809	729	751	735	294	471	420	490	421	440	556	516	549	521	551	557	福岡	九州		
	佐賀	372	398	376	391	365	365	338	248	200	301	233	233	80	116	135	125	124	132	312	189	168	210	169	185	佐賀			
	長崎	411	455	493	455	416	416	324	346	323	330	252	323	95	118	120	132	84	99	324	262	249	265	195	210	長崎			
	大分	663	622	635	622	651	651	570	485	546	554	561	556	190	256	265	268	269	277	506	361	383	365	366	370	大分			
	宮崎	335	284	323	284	322	322	260	173	177	249	202	202	87	138	136	150	137	148	185	113	117	140	100	115	宮崎			
	熊本	619	1,044	1,156	685	1,246	936	314	359	339	324	467	344	142	160	187	173	184	191	185	179	144	210	202	225	熊本			
	鹿児島	725	649	725	646	681	681	555	606	616	565	505	616	238	374	391	388	382	395	982	981	1,008	991	831	839	鹿児島			
	沖縄	332	332	341	329	325	325	310	285	299	291	272	299	114	219	237	232	239	247	409	226	227	227	219	226	沖縄			
社 保 労		465	406	418	407	395	395	100	56	52	100	63	100	35	64	72	71	65	72	100	30	29	100	33	100	社 保 労			
本 部			0	1	3			0	0		2			13	10		5			9	9		9			本 部			
合 計		34,849	39,700	38,607	36,238	37,257	36,934	13,264	11,959	11,977	12,441	11,749	12,360	5,078	6,476	6,060	7,063	5,938	6,468	10,308	7,786	7,642	9,180	7,028	8,565	合 計			

※2024年度見込み件数は、2025年2月（生命系）、2025年1月（損害系）に2023年度の残月実績を加算している。

2023・2024・2025年度 新契約件数の目標・見込・実績（制度・県支部別）（2/4）																											<別紙1>		
地連	県支部	税制適格年金						マイカー共済						車両損害補償付帯						自賠責共済						県支部	地連		
		2023年度			2024年度			2023年度			2024年度			2025年度			2023年度			2024年度			2025年度						
		新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標				
北海道		115	55	58	100	57	100	882	949	1,005	896	1,042	916	859	959	990	978	971	63.9%	990	1,296	1,300	1,266	1,313	1,243	1,255	北海道		
東北	青森	152	90	92	115	74	100	469	436	412	453	454	454	579	490	484	495	473	74.1%	478	542	557	496	585	522	548	青森		
	岩手	115	75	53	100	53	100	258	263	264	263	233	252	263	249	249	274	238	54.8%	262	182	182	182	200	173	190	岩手		
	宮城	116	61	59	100	67	100	370	334	333	354	325	345	371	378	382	386	354	64.5%	361	217	198	189	218	185	204	宮城		
	秋田	100	50	47	75	50	75	360	374	372	365	435	395	367	411	424	442	456	61.9%	465	163	159	150	175	137	151	秋田		
	山形	100	39	37	75	45	75	445	393	447	417	488	447	416	411	420	419	448	66.6%	457	149	134	128	147	125	138	山形		
	福島	253	277	277	280	220	222	659	710	697	671	618	637	699	737	692	774	639	56.2%	671	185	150	137	165	141	155	福島		
	新潟	233	179	178	181	168	170	902	931	996	908	1,002	927	1,029	940	974	987	994	58.5%	1,044	178	190	192	209	137	151	新潟		
関東甲	群馬	284	190	187	192	149	150	651	699	708	661	689	667	604	741	777	778	772	60.3%	787	316	286	295	315	274	301	群馬		
	栃木	115	46	48	75	43	75	372	382	375	377	361	383	378	404	363	434	365	56.6%	392	125	93	103	125	121	133	栃木		
	茨城	115	51	63	100	74	100	487	462	506	480	488	485	469	432	469	464	465	49.8%	500	126	97	91	125	71	100	茨城		
	埼玉	60	9	10	60	14	60	128	126	113	151	115	138	126	132	107	145	102	54.2%	126	100	52	51	100	53	100	埼玉		
	東京	75	29	29	75	40	75	223	225	236	225	252	235	211	190	208	209	216	43.5%	238	100	61	54	100	56	100	東京		
	千葉	60	11	10	60	12	60	184	185	167	185	166	199	191	165	129	168	149	67.4%	152	100	59	65	100	67	100	千葉		
	神奈川	116	44	42	75	44	75	272	297	314	282	314	292	233	240	273	264	285	51.6%	314	100	84	93	125	101	126	神奈川		
北信	山梨	60	14	15	60	24	60	241	202	228	241	234	253	193	179	180	197	192	49.0%	211	100	74	72	100	66	100	山梨		
	長野	115	159	126	161	116	117	581	676	656	600	690	618	565	638	617	670	593	57.6%	623	223	211	210	232	204	224	長野		
	富山	100	68	72	100	67	100	449	405	419	425	439	430	464	407	398	438	405	55.7%	435	100	74	75	100	80	125	富山		
	石川	75	28	26	75	30	75	258	298	297	268	313	288	273	298	304	328	319	52.7%	343	75	31	36	75	27	75	石川		
	福井	100	72	74	100	43	75	255	255	275	255	312	275	241	236	256	260	312	60.4%	318	100	48	48	75	65	100	福井		
	静岡	115	47	55	75	71	100	510	464	529	483	593	533	434	380	447	388	520	71.2%	525	75	57	54	100	49	75	静岡		
	愛知	75	47	77	75	78	115	308	323	331	313	363	333	254	291	303	294	332	76.2%	335	75	38	34	75	28	75	愛知		
東海	岐阜	75	61	73	100	66	100	324	433	459	374	475	424	376	433	463	442	477	70.6%	482	100	41	43	75	46	75	岐阜		
	三重	75	224	130	226	146	147	515	529	573	518	567	528	498	471	502	506	484	60.1%	494	128	108	104	126	96	125	三重		
	滋賀	75	21	20	60	12	60	241	191	203	229	197	236	194	172	195	175	202	66.9%	206	75	33	35	75	31	75	滋賀		
	京都	60	29	9	75	12	60	125	90	98	125	91	125	100	76	74	125	75	59.3%	100	75	24	31	75	27	75	京都		
	奈良	60	29	12	75	12	60	190	184	192	221	179	215	140	159	156	175	156	54.5%	172	100	61	50	100	52	100	奈良		
	和歌山	75	75	71	100	47	75	270	309	386	280	440	350	204	246	296	271	335	61.5%	342	100	60	58	100	53	100	和歌山		
	大阪	266	180	171	182	153	155	521	468	428	487	497	492	490	401	369	431	425	53.8%	457	126	128	128	141	126	139	大阪		
中国	兵庫	75	54	51	100	37	75	394	493	506	434	512	464	377	393	417	422	431	60.1%	440	75	47	44	75	38	75	兵庫		
	岡山	75	21	26	60	19	60	279	272	292	294	278	300	265	245	229	270	227	57.4%	250	127	153	155	168	121	133	岡山		
	広島	152	110	109	116	86	115	582	583	622	583	649	597	587	591	616	621	578	57.0%	607	457	507	504	537	506	537	広島		
	鳥取	116	64	63	100	53	100	422	459	445	432	450	437	377	452	415	457	420	81.0%	424	152	153	142	168	164	180	鳥取		
	島根	118	95	89	115	71	100	440	488	469	460	522	490	424	445	444	454	485	65.6%	495	532	438	460	471	440	473	島根		
	山口	75	48	40	75	42	75	537	587	601	547	611	561	569	592	595	598	621	72.4%	627	349	362	357	389	330	355	山口		
	香川	116	57	61	100	53	100	509	492	519	512	529	515	432	424	422	456	446	60.5%	455	208	218	224	240	199	219	香川		
四国	徳島	115	69	64	100	67	100	463	497	496	473	487	478	409	447	437	481	430	51.4%	462	130	144	159	158	179	197	徳島		
	愛媛	115	82	80	115	48	75	126	88	110	125	144	130	87	101	87	102	105	71.2%	106	171	185	176	204	156	172	愛媛		
	高知	116	128	125	129	54	100	329	338	343	334	354	339	278	296	286	326	304	46.1%	330	755	856	788	877	719	737	高知		
九州	福岡	371	269	283	272	246	248	1,076	1,266	1,305	1,096	1,362	1,116	1,035	1,171	1,209	1,194	1,196	62.9%	1,220	597	627	632	658	625	656	福岡		
	佐賀	136	67	60	100	83	115	593	590	619	608	613	609	681	600	649	630	608	61.1%	620	249	231	220	254	221	243	佐賀		
	長崎	194	120	113	121	57	100	510	456	461	474	451	469	426	420	365	452	358	52.3%	385	173	152	158	167	147	162	長崎		
	大分	300	194	187	196	184	186	752	884	943	772	1,010	792	737	781	818	820	907	51.1%	952	349	346	334	372	319	343	大分		
	宮崎	115	132	140	133	94	115	556	517	528	533	556	539	616	599	567	629	583	54.0%	612	217	139	150	153	165	182	宮崎		
	熊本	115	102	78	116	105	116	648	732	781	666	863	686	708	749	763	764	822	63.7%	838	327	318	286	342	302	330	熊本		
	鹿児島	611	536	540	541	412	416	1,273	1,260	1,318	1,273	1,326	1,285	1,221	1,293	1,345	1,358	1,368	57.1%	1,436	1,298	1,213	1,166	1,225	1,110	1,121	鹿児島		
社保労	沖縄	237	156	162	160	128	129	933	893	875	911	905	923	827	799	829	815	817	62.6%	833	183	119	91	131	104	126	沖縄		
	社保労	100	17	16	60	19	60	139	110	106	132	103	126	126	110	117	126	115	49.7%	127	0	0	0	0	0	0	社保労		
本部		8	8	8	6	6	6	18	15	15	13	13	13	47	16	15	80.8%	725	765	724	784	727	745	745	745	本部			
合計		6,587	4,589	4,416	5,836	3,851	5,221	22,011	22,616	23,373	22,166	24,110	22,728	21,403	21,821	22,127													

2023・2024・2025年度 新契約件数の目標・見込・実績（制度・県支部別）（3/4）																				<別紙1>									
地連	県支部	火災共済						自然災害共済						交通災害共済						親子共済						県支部	地連		
		2023年度			2024年度			2023年度			2024年度			2023年度			2024年度			2023年度			2024年度						
		新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標				
北海道		433	392	411	396	388	392	256	249	264	251	239	241	17	13	13	13	13	14	14	0	0	0	0	0	28	北海道		
東北	青森	209	152	137	154	152	154	165	73	75	100	101	106	59	67	98	67	115	115	0	3	3	0	0	13	青森	東北		
	岩手	100	62	50	100	43	55	100	57	41	100	40	55	42	31	30	31	29	29	0	2	1	0	1	14	岩手			
	宮城	120	80	92	115	67	80	121	74	83	100	65	80	140	82	85	82	76	76	0	1	1	0	0	13	宮城			
	秋田	100	53	37	100	40	55	75	50	49	75	41	55	24	29	26	29	31	31	0	0	0	0	0	0	10	秋田		
	山形	115	86	80	115	72	80	116	68	76	100	72	80	14	6	5	10	1	10	0	0	0	0	0	0	23	山形		
	福島	229	138	137	139	126	127	272	143	137	144	110	111	100	73	65	73	48	48	0	1	1	0	0	0	36	福島		
	新潟	192	102	97	116	112	113	180	103	122	116	167	169	398	131	121	131	89	89	0	2	2	0	0	0	36	新潟		
関東甲	群馬	118	120	107	121	91	105	131	78	76	115	80	105	123	75	77	75	64	64	0	2	2	0	0	0	27	群馬	関東甲	
	栃木	75	22	22	50	26	55	75	27	36	75	30	55	10	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	栃木		
	茨城	75	55	47	100	38	55	75	58	52	100	39	55	14	39	26	39	22	22	0	0	0	0	0	1	11	茨城		
	埼玉	50	17	17	50	15	30	75	22	22	50	20	30	11	13	8	13	4	10	0	0	0	0	0	0	10	埼玉		
	東京	116	114	106	116	109	110	116	103	98	116	109	110	38	103	107	103	47	47	0	0	0	0	0	0	11	東京		
	千葉	50	9	9	50	9	30	50	6	10	50	9	30	10	2	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	千葉		
	神奈川	115	75	82	100	66	80	115	62	83	100	76	105	10	32	56	32	41	41	0	0	0	0	0	0	12	神奈川		
	山梨	150	114	132	116	159	161	75	24	28	50	34	55	10	3	2	10	3	10	0	1	0	0	0	0	10	山梨		
北信	長野	115	112	87	116	76	105	115	74	80	100	74	80	13	18	17	18	22	22	0	1	0	0	0	0	33	長野	北信	
	富山	75	66	66	100	57	80	100	67	89	100	101	106	11	22	22	22	18	18	0	0	0	0	0	0	11	富山		
	石川	100	44	43	75	64	80	115	51	72	100	105	106	41	22	17	22	25	25	0	1	1	0	0	0	10	石川		
	福井	75	30	29	75	29	55	75	27	37	75	40	55	16	6	7	10	395	10	0	0	0	0	0	0	10	福井		
東海	静岡	75	40	41	75	26	55	75	31	35	75	29	55	33	21	16	21	17	17	0	0	0	0	0	0	10	静岡	東海	
	愛知	75	39	41	75	38	55	75	39	34	75	35	55	27	28	13	28	8	10	0	0	0	0	0	0	10	愛知		
	岐阜	75	52	52	100	27	55	50	44	45	75	24	30	10	0	0	10	1	10	0	0	0	0	0	0	12	岐阜		
	三重	100	71	68	100	68	80	100	64	62	100	63	80	345	151	103	151	114	114	0	1	1	0	1	1	24	三重		
近畿	滋賀	50	12	12	50	17	30	50	12	10	50	12	30	10	23	22	23	14	14	0	0	0	0	0	0	10	滋賀	近畿	
	京都	75	20	28	50	21	30	50	19	24	50	19	30	56	56	57	56	46	46	0	0	0	0	0	0	10	京都		
	奈良	50	28	24	75	21	30	50	21	22	50	18	30	23	25	16	25	13	13	0	0	0	0	0	0	10	奈良		
	和歌山	100	51	42	100	46	55	75	53	35	100	41	55	50	67	58	67	72	72	0	0	0	0	0	0	10	和歌山		
	大阪	254	158	129	160	145	146	300	172	150	174	178	180	377	246	203	246	249	249	0	1	0	0	0	0	29	大阪		
	兵庫	100	56	35	100	44	55	100	38	36	75	43	55	65	78	71	78	60	60	0	1	1	0	0	0	11	兵庫		
中国	岡山	100	33	39	75	39	55	100	22	24	50	33	55	20	3	5	10	7	10	0	0	0	0	0	0	10	岡山	中国	
	広島	116	86	80	115	80	105	115	72	72	100	86	105	155	93	89	93	123	123	0	4	5	0	1	1	25	広島		
	鳥取	100	45	47	75	46	55	100	47	50	75	54	80	116	108	98	108	61	61	0	0	0	0	0	0	13	鳥取		
	島根	170	141	137	142	120	121	149	106	94	116	83	105	425	285	307	285	307	307	0	1	1	0	1	1	20	島根		
	山口	115	92	73	115	63	80	100	80	66	115	70	80	124	141	129	141	92	92	0	0	0	0	0	0	21	山口		
四国	香川	116	91	82	115	81	105	115	84	84	115	80	105	349	175	152	175	119	119	0	2	2	0	1	1	12	香川	四国	
	徳島	115	76	72	115	89	105	115	78	81	115	100	105	331	192	192	192	281	169	0	0	0	0	0	0	12	徳島		
	愛媛	50	23	28	50	24	30	50	21	23	50	28	55	120	95	79	95	75	75	0	0	0	0	0	0	10	愛媛		
	高知	100	71	54	100	58	80	100	68	54	100	48	55	222	191	167	191	123	123	0	0	0	0	0	0	16	高知		
九州	福岡	311	257	238	260	234	236	269	237	210	239	222	224	60	45	25	45	121	121	0	2	2	0	4	4	54	福岡	九州	
	佐賀	115	63	67	100	49	55	116	59	71	100	61	80	15	18	21	18	999	19	0	2	2	0	0	0	20	佐賀		
	長崎	100	48	53	75	44	55	75	46	55	75	37	55	52	73	72	73	35	35	0	0	0	0	0	0	19	長崎		
	大分	253	191	194	193	203	205	249	151	153	153	177	179	901	352	353	352	288	288	0	1	1	0	1	1	73	大分		
	宮崎	115	63	66	100	52	80	115	81	80	115	65	80	226	92	100	92	119	119	0	2	2	0	2	2	32	宮崎		
	熊本	116	103	100	116	133	134	116	91	84	115	124	125	143	81	48	81	56	56	0	0	0	0	0	0	23	熊本		
	鹿児島	365	284	279	287	299	302	340	283	280	286	314	317	657	427	398	427	389	389	0	6	4	0	0	0	77	鹿児島		
	沖縄	121	111	106	116	74	80	100	72	59	100	36	55	10	2	0	10	0	10	0	3	3	0	2	2	37	沖縄		
社 保 労		75	12	13	50	16	30	75	11	11	50	14	30	24	5	4	10	9	10	0	0	0	0	0	0	10	社 保 労		
本 部			2	4		8			2	5		11			0	0		2			0				0		本 部		
合 計		6,119	4,162	3,992	5,388	3,904	4,506	5,726	3,520	3,539	4,910	3,657	4,279	6,047	3,840	3,580	3,903	4,844	3,432	0	40	35	0	15	958	合 計			

※2024年度見込み件数は、2025年2月（生命系）、2025年1月（損害系）に2023年度の残月実績を加算している。

2023・2024・2025年度 新契約件数の目標・見込・実績（制度・県支部別）（4/4）

<別紙1>

地連	県支部	退職後共済（移行）						介護保障						県支部	地連
		2023年度			2024年度		2025年度	2023年度			2024年度		2025年度		
		新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標	新契約目標	見込	実績	新契約目標	見込	目標		
北海道		44	61	58	61	40	40	5	0	0	5	0	5	北海道	
東北	青森	54	45	49	45	41	41	5	0	0	5	0	5	青森	東北
	岩手	47	31	23	31	26	26	5	0	0	5	0	5	岩手	
	宮城	82	98	79	98	73	73	5	0	0	5	0	5	宮城	
	秋田	15	14	10	14	17	17	5	0	0	5	0	5	秋田	
	山形	49	33	28	33	30	30	5	0	0	5	0	5	山形	
	福島	77	61	68	61	78	78	5	0	0	5	0	5	福島	
	新潟	165	157	135	157	142	142	5	0	0	5	0	5	新潟	
関東甲	群馬	84	81	75	81	77	77	5	0	0	5	0	5	群馬	関東甲
	栃木	49	37	27	37	40	40	5	0	0	5	0	5	栃木	
	茨城	72	54	58	54	50	50	5	0	0	5	0	5	茨城	
	埼玉	21	16	13	16	20	20	5	0	0	5	0	5	埼玉	
	東京	32	35	48	35	48	48	5	0	0	5	0	5	東京	
	千葉	8	12	11	12	11	11	5	0	0	5	0	5	千葉	
	神奈川	46	45	62	45	56	56	5	0	0	5	0	5	神奈川	
	山梨	9	6	3	6	4	4	5	0	0	5	0	5	山梨	
北信	長野	153	165	140	165	130	130	5	0	0	5	0	5	長野	北信
	富山	73	53	51	53	50	50	5	0	0	5	0	5	富山	
	石川	24	16	19	16	19	19	5	0	0	5	0	5	石川	
	福井	30	45	29	45	23	23	5	0	0	5	0	5	福井	
東海	静岡	24	24	23	24	29	29	5	0	0	5	0	5	静岡	東海
	愛知	39	37	27	37	27	27	5	0	0	5	0	5	愛知	
	岐阜	24	26	30	26	28	28	5	0	0	5	0	5	岐阜	
	三重	44	76	60	76	56	56	5	0	0	5	0	5	三重	
近畿	滋賀	12	14	12	14	5	5	5	0	0	5	0	5	滋賀	近畿
	京都	20	13	6	13	5	5	5	0	0	5	0	5	京都	
	奈良	15	10	11	10	12	12	5	0	0	5	0	5	奈良	
	和歌山	10	7	10	7	13	13	5	0	0	5	0	5	和歌山	
	大阪	101	86	80	86	103	103	5	0	0	5	0	5	大阪	
	兵庫	13	28	16	28	11	11	5	0	0	5	0	5	兵庫	
中国	岡山	13	13	13	13	11	11	5	0	0	5	0	5	岡山	中国
	広島	73	68	59	68	88	88	5	0	0	5	0	5	広島	
	鳥取	28	53	32	53	36	36	5	0	0	5	0	5	鳥取	
	島根	132	95	85	95	93	93	5	0	0	5	0	5	島根	
	山口	22	8	13	8	19	19	5	0	0	5	0	5	山口	
四国	香川	45	49	47	49	62	62	5	0	0	5	0	5	香川	四国
	徳島	39	41	37	41	25	25	5	0	0	5	0	5	徳島	
	愛媛	21	25	34	25	33	33	5	0	0	5	0	5	愛媛	
	高知	41	37	28	37	36	36	5	0	0	5	0	5	高知	
九州	福岡	180	208	191	208	192	192	5	2	0	5	0	5	福岡	九州
	佐賀	50	41	48	41	58	58	5	0	0	5	0	5	佐賀	
	長崎	31	39	29	39	25	25	5	0	0	5	0	5	長崎	
	大分	100	97	110	97	108	108	5	0	0	5	0	5	大分	
	宮崎	32	38	39	38	47	47	5	0	0	5	0	5	宮崎	
	熊本	57	42	66	42	65	65	5	0	0	5	0	5	熊本	
	鹿児島	222	214	215	214	216	216	5	0	0	5	0	5	鹿児島	
	沖縄	53	49	83	49	87	87	5	0	0	5	0	5	沖縄	
社 保 労		17	14	23	14	23	23	5	0	0	5	0	5	社 保 労	
本 部			11	8		2			0	0		0		本 部	
合 計		2,592	2,528	2,421	2,517	2,490	2,488	240	2	0	240	0	240	合 計	

※2024年度見込み件数は、2025年2月（生命系）、2025年1月（損害系）に2023年度の残月実績を加算している。

2024年度保有見込件数と2025年度保有・新契約目標件数 (1/4)

<別紙2>

地連	県支部	総合(慶弔)共済					団体生命共済(本人)					じちろう退職者団生(本人)					長期共済					県支部	地連
		2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比		
		契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数		
北海道		93.99%	62,823	62,748	3,701	△75	94.71%	10,269	10,057	331	△212	94.62%	748	944	236	196	93.23%	3,824	3,725	160	△99	北海道	
東北	青森	93.99%	9,486	9,280	364	△206	94.71%	3,762	3,704	141	△58	94.62%	331	413	100	82	93.23%	2,380	2,319	100	△61	青森	東北
	岩手	93.99%	6,163	6,001	208	△162	94.71%	3,480	3,436	140	△44	94.62%	286	353	82	67	93.23%	2,275	2,261	140	△14	岩手	
	宮城	93.99%	13,865	13,644	612	△221	94.71%	6,022	5,903	200	△119	94.62%	527	646	147	119	93.23%	4,003	3,892	160	△111	宮城	
	秋田	93.99%	11,165	10,956	462	△209	94.71%	3,640	3,607	160	△33	94.62%	243	320	90	77	93.23%	1,496	1,495	100	△1	秋田	
	山形	93.99%	15,848	15,452	556	△396	94.71%	7,391	7,250	250	△141	94.62%	421	504	106	83	93.23%	2,287	2,247	115	△40	山形	
	福島	93.99%	18,253	17,805	649	△448	94.71%	12,315	12,270	606	△45	94.62%	680	855	212	175	93.23%	6,723	6,587	319	△136	福島	
	新潟	93.99%	26,851	26,344	1,107	△507	94.71%	13,136	12,845	404	△291	94.62%	1,003	1,244	295	241	93.23%	7,774	7,473	225	△301	新潟	
関東甲	群馬	93.99%	21,369	21,006	921	△363	94.71%	9,834	9,637	323	△197	94.62%	515	667	180	152	93.23%	5,994	5,798	210	△196	群馬	関東甲
	栃木	93.99%	15,786	15,585	748	△201	94.71%	4,387	4,270	115	△117	94.62%	239	313	87	74	93.23%	1,883	1,856	100	△27	栃木	
	茨城	93.99%	13,138	12,936	588	△202	94.71%	4,285	4,238	180	△47	94.62%	438	545	131	107	93.23%	2,512	2,482	140	△30	茨城	
	埼玉	93.99%	8,916	8,767	387	△149	94.71%	1,724	1,733	100	9	94.62%	144	182	46	38	93.23%	922	960	100	38	埼玉	
	東京	93.99%	51,652	51,353	2,805	△299	94.71%	5,250	5,131	159	△119	94.62%	537	697	189	160	93.23%	2,111	2,068	100	△43	東京	
	千葉	93.99%	13,547	13,466	733	△81	94.71%	1,796	1,821	120	25	94.62%	82	102	24	20	93.23%	554	616	100	62	千葉	
	神奈川	93.99%	30,631	30,217	1,427	△414	94.71%	5,625	5,502	175	△123	94.62%	533	655	151	122	93.23%	2,709	2,641	115	△68	神奈川	
	山梨	93.99%	9,261	9,222	518	△39	94.71%	1,508	1,543	115	35	94.62%	85	107	27	22	93.23%	871	912	100	41	山梨	
	長野	93.99%	29,062	28,936	1,621	△126	94.71%	10,059	9,910	383	△149	94.62%	611	762	184	151	93.23%	6,974	6,712	210	△262	長野	
北信	富山	93.99%	14,939	14,765	724	△174	94.71%	4,737	4,789	303	52	94.62%	268	335	81	67	93.23%	2,568	2,579	185	11	富山	北信
	石川	93.99%	12,619	12,588	727	△31	94.71%	2,774	2,742	115	△32	94.62%	171	223	61	52	93.23%	1,495	1,494	100	△1	石川	
	福井	93.99%	9,739	9,626	472	△113	94.71%	3,511	3,629	304	118	94.62%	179	219	50	40	93.23%	1,441	1,443	100	2	福井	
東海	静岡	93.99%	16,779	16,677	906	△102	94.71%	3,364	3,385	199	21	94.62%	268	334	80	66	93.23%	1,841	1,831	115	△10	静岡	東海
	愛知	93.99%	13,111	13,125	802	14	94.71%	2,457	2,477	150	20	94.62%	196	249	64	53	93.23%	1,434	1,452	115	18	愛知	
	岐阜	93.99%	15,075	15,036	867	△39	94.71%	2,473	2,509	167	36	94.62%	166	221	64	55	93.23%	1,430	1,433	100	3	岐阜	
	三重	93.99%	19,496	19,264	940	△232	94.71%	7,230	7,171	323	△59	94.62%	514	633	147	119	93.23%	4,700	4,614	232	△86	三重	
近畿	滋賀	93.99%	8,693	8,708	537	15	94.71%	2,229	2,258	147	29	94.62%	101	129	33	28	93.23%	650	706	100	56	滋賀	近畿
	京都	93.99%	4,646	4,548	181	△98	94.71%	1,565	1,582	100	17	94.62%	150	184	42	34	93.23%	650	706	100	56	京都	
	奈良	93.99%	7,830	7,704	345	△126	94.71%	1,755	1,802	140	47	94.62%	181	219	48	38	93.23%	634	691	100	57	奈良	
	和歌山	93.99%	12,835	12,910	846	75	94.71%	2,926	3,015	244	89	94.62%	233	291	71	58	93.23%	1,499	1,498	100	△1	和歌山	
	大阪	93.99%	30,143	29,304	973	△839	94.71%	16,173	15,669	352	△504	94.62%	1,060	1,396	393	336	93.23%	7,223	6,894	160	△329	大阪	
	兵庫	93.99%	28,519	28,203	1,398	△316	94.71%	3,096	3,074	142	△22	94.62%	204	263	70	59	93.23%	1,384	1,390	100	6	兵庫	
中国	岡山	93.99%	9,166	9,046	431	△120	94.71%	2,304	2,297	115	△7	94.62%	157	200	51	43	93.23%	1,230	1,247	100	17	岡山	中国
	広島	93.99%	20,507	20,243	968	△264	94.71%	7,146	7,094	326	△52	94.62%	441	565	148	124	93.23%	4,546	4,448	210	△98	広島	
	鳥取	93.99%	8,777	8,688	438	△89	94.71%	5,248	5,233	263	△15	94.62%	315	405	107	90	93.23%	2,950	2,960	210	10	鳥取	
	島根	93.99%	12,186	12,067	613	△119	94.71%	10,220	10,210	531	△10	94.62%	512	653	169	141	93.23%	6,982	6,911	402	△71	島根	
	山口	93.99%	12,990	12,840	631	△150	94.71%	7,107	7,088	357	△19	94.62%	427	526	122	99	93.23%	2,717	2,673	140	△44	山口	
四国	香川	93.99%	12,658	12,408	511	△250	94.71%	5,942	5,834	206	△108	94.62%	294	368	90	74	93.23%	3,430	3,338	140	△92	香川	四国
	徳島	93.99%	13,673	13,536	685	△137	94.71%	5,209	5,177	244	△32	94.62%	340	414	92	74	93.23%	2,593	2,577	160	△16	徳島	
	愛媛	93.99%	3,480	3,448	177	△32	94.71%	2,748	2,743	140	△5	94.62%	229	298	81	69	93.23%	1,931	1,960	160	29	愛媛	
	高知	93.99%	4,763	4,694	217	△69	94.71%	4,477	4,422	182	△55	94.62%	383	478	116	95	93.23%	2,838	2,761	115	△77	高知	
九州	福岡	93.99%	25,686	25,189	1,047	△497	94.71%	18,889	18,625	735	△264	94.62%	1,557	1,913	440	356	93.23%	14,052	13,658	557	△394	福岡	九州
	佐賀	93.99%	9,161	8,975	365	△186	94.71%	5,600	5,537	233	△63	94.62%	432	541	132	109	93.23%	3,193	3,162	185	△31	佐賀	
	長崎	93.99%	11,074	10,824	416	△250	94.71%	5,760	5,778	323	18	94.62%	317	399	99	82	93.23%	3,507	3,480	210	△27	長崎	
	大分	93.99%	15,108	14,851	651	△257	94.71%	12,424	12,323	556	△101	94.62%	969	1,194	277	225	93.23%	5,736	5,718	370	△18	大分	
	宮崎	93.99%	8,542	8,351	322	△191	94.71%	6,209	6,083	202	△126	94.62%	467	590	148	123	93.23%	3,714	3,578	115	△136	宮崎	
	熊本	93.99%	13,654	13,769	936	115	94.71%	6,563	6,560	344	△3	94.62%	650	806	191	156	93.23%	3,139	3,151	225	12	熊本	
	鹿児島	93.99%	17,847	17,455	681	△392	94.71%	14,032	13,906	616	△126	94.62%	1,299	1,624	395	325	93.23%	11,703	11,750	839	47	鹿児島	
	沖縄	93.99%	9,706	9,448	325	△258	94.71%	9,288	9,096	299	△192	94.62%	738	945	247	207	93.23%	6,165	5,974	226	△191	沖縄	
社保労		93.99%	7,580	7,519	395	△61	94.71%	2,399	2,372	100	△27	94.62%	202	263	72	61	93.23%	1,038	1,068	100	30	社保労	
本部		93.99%	228	214	0	△14	94.71%	224	212	0	△12	94.62%	31	29	0	△2	93.23%	205	191	0	△14	本部	
合計		93.99%	769,026	759,741	36,934	△9,285	94.71%	290,562	287,549	12,360	△3,013	94.62%	20,874	26,216	6,468	5,342	93.23%	163,910	161,380	8,565	△2,530	合計	

2024年度保有見込件数と2025年度保有・新契約目標件数（2/4）

<別紙2>

地連	県支部	税制適格年金					マイカー共済					車両損害補償付帯					自賠責共済					県支部	地連	
		2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2025年度	2024年度見込		2025年度目標		対前期比		
		契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	車両付帯率	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数		
北海道		95.09%	976	1,028	100	52	95.21%	14,390	14,617	916	227	94.61%	9,185	9,680	990	495	66.2%	52.44%	2,575	2,605	1,255	30	北海道	
東北	青森	95.09%	1,192	1,233	100	41	95.21%	8,480	8,528	454	48	94.61%	6,245	6,386	478	141	74.9%	52.44%	1,076	1,112	548	36	東北	青森
	岩手	95.09%	812	872	100	60	95.21%	5,338	5,334	252	△ 4	94.61%	2,906	3,011	262	105	56.4%	52.44%	352	375	190	23		岩手
	宮城	95.09%	1,029	1,078	100	49	95.21%	6,408	6,446	345	38	94.61%	4,101	4,241	361	140	65.8%	52.44%	390	409	204	19		宮城
	秋田	95.09%	504	554	75	50	95.21%	6,138	6,239	395	101	94.61%	3,806	4,066	465	260	65.2%	52.44%	301	309	151	8		秋田
	山形	95.09%	586	632	75	46	95.21%	6,531	6,665	447	134	94.61%	4,336	4,559	457	223	68.4%	52.44%	274	282	138	8		山形
	福島	95.09%	2,017	2,140	222	123	95.21%	12,596	12,630	637	34	94.61%	7,046	7,337	671	291	58.1%	52.44%	305	315	155	10		福島
	新潟	95.09%	2,710	2,747	170	37	95.21%	18,637	18,671	927	34	94.61%	10,903	11,359	1,044	456	60.8%	52.44%	339	329	151	△ 10		新潟
関東甲	群馬	95.09%	2,864	2,873	150	9	95.21%	9,901	10,094	667	193	94.61%	5,994	6,458	787	464	64.0%	52.44%	587	609	301	22	関東甲	群馬
	栃木	95.09%	731	770	75	39	95.21%	5,850	5,953	383	103	94.61%	3,306	3,520	392	214	59.1%	52.44%	222	249	133	27		栃木
	茨城	95.09%	671	738	100	67	95.21%	10,022	10,027	485	5	94.61%	4,977	5,209	500	232	51.9%	52.44%	188	199	100	11		茨城
	埼玉	95.09%	253	301	60	48	95.21%	2,534	2,551	138	17	94.61%	1,343	1,397	126	54	54.8%	52.44%	110	158	100	48		埼玉
	東京	95.09%	633	677	75	44	95.21%	6,412	6,340	235	△ 72	94.61%	2,629	2,725	238	96	43.0%	52.44%	137	172	100	35		東京
	千葉	95.09%	193	244	60	51	95.21%	1,969	2,074	199	105	94.61%	1,281	1,364	152	83	65.8%	52.44%	135	171	100	36		千葉
	神奈川	95.09%	750	788	75	38	95.21%	5,285	5,324	292	39	94.61%	2,555	2,731	314	176	51.3%	52.44%	183	222	126	39		神奈川
	山梨	95.09%	243	291	60	48	95.21%	3,763	3,836	253	73	94.61%	1,828	1,940	211	112	50.6%	52.44%	153	180	100	27		山梨
	長野	95.09%	2,023	2,041	117	18	95.21%	10,079	10,214	618	135	94.61%	5,807	6,117	623	310	59.9%	52.44%	434	452	224	18		長野
北信	富山	95.09%	773	835	100	62	95.21%	8,102	8,144	430	42	94.61%	4,512	4,704	435	192	57.8%	52.44%	155	206	125	51	北信	富山
	石川	95.09%	448	501	75	53	95.21%	5,699	5,714	288	15	94.61%	3,029	3,209	343	180	56.2%	52.44%	55	104	75	49		石川
	福井	95.09%	498	549	75	51	95.21%	3,915	4,002	275	87	94.61%	2,384	2,574	318	190	64.3%	52.44%	126	166	100	40		福井
東海	静岡	95.09%	667	734	100	67	95.21%	4,886	5,185	533	299	94.61%	3,423	3,764	525	341	72.6%	52.44%	106	131	75	25	東海	静岡
	愛知	95.09%	484	575	115	91	95.21%	3,602	3,762	333	160	94.61%	2,676	2,867	335	191	76.2%	52.44%	67	110	75	43		愛知
	岐阜	95.09%	569	641	100	72	95.21%	4,980	5,165	424	185	94.61%	3,529	3,821	482	292	74.0%	52.44%	95	125	75	30		岐阜
	三重	95.09%	1,146	1,237	147	91	95.21%	7,143	7,329	528	186	94.61%	4,249	4,514	494	265	61.6%	52.44%	226	244	125	18		三重
近畿	滋賀	95.09%	228	277	60	49	95.21%	2,586	2,698	236	112	94.61%	1,738	1,850	206	112	68.6%	52.44%	68	111	75	43	近畿	滋賀
	京都	95.09%	259	306	60	47	95.21%	1,405	1,463	125	58	94.61%	777	835	100	58	57.1%	52.44%	60	106	75	46		京都
	奈良	95.09%	251	299	60	48	95.21%	2,683	2,769	215	86	94.61%	1,433	1,528	172	95	55.2%	52.44%	121	163	100	42		奈良
	和歌山	95.09%	544	592	75	48	95.21%	3,166	3,364	350	198	94.61%	1,889	2,129	342	240	63.3%	52.44%	159	183	100	24		和歌山
	大阪	95.09%	3,283	3,277	155	△ 6	95.21%	9,689	9,717	492	28	94.61%	4,851	5,047	457	196	51.9%	52.44%	289	291	139	2		大阪
	兵庫	95.09%	415	470	75	55	95.21%	5,123	5,342	464	219	94.61%	2,985	3,264	440	279	61.1%	52.44%	90	122	75	32		兵庫
中国	岡山	95.09%	286	332	60	46	95.21%	3,671	3,795	300	124	94.61%	2,074	2,212	250	138	58.3%	52.44%	272	276	133	4	中国	岡山
	広島	95.09%	1,366	1,414	115	48	95.21%	11,118	11,182	597	64	94.61%	6,245	6,515	607	270	58.3%	52.44%	1,058	1,092	537	34		広島
	鳥取	95.09%	946	1,000	100	54	95.21%	6,617	6,737	437	120	94.61%	5,301	5,439	424	138	80.7%	52.44%	318	347	180	29		鳥取
	島根	95.09%	1,025	1,075	100	50	95.21%	6,831	6,994	490	163	94.61%	4,422	4,679	495	257	66.9%	52.44%	944	968	473	24		島根
	山口	95.09%	596	642	75	46	95.21%	8,099	8,272	561	173	94.61%	5,800	6,114	627	314	73.9%	52.44%	699	722	355	23		山口
四国	香川	95.09%	785	846	100	61	95.21%	6,635	6,832	515	197	94.61%	3,923	4,167	455	244	61.0%	52.44%	443	451	219	8	四国	香川
	徳島	95.09%	553	626	100	73	95.21%	7,947	8,044	478	97	94.61%	4,056	4,299	462	243	53.4%	52.44%	331	371	197	40		徳島
	愛媛	95.09%	663	705	75	42	95.21%	1,197	1,270	130	73	94.61%	813	875	106	62	68.9%	52.44%	354	358	172	4		愛媛
	高知	95.09%	1,041	1,090	100	49	95.21%	6,465	6,494	339	29	94.61%	2,946	3,117	330	171	48.0%	52.44%	1,593	1,572	737	△ 21		高知
九州	福岡	95.09%	4,925	4,931	248	6	95.21%	18,386	18,621	1,116	235	94.61%	11,323	11,933	1,220	610	64.1%	52.44%	1,297	1,336	656	39	九州	福岡
	佐賀	95.09%	786	862	115	76	95.21%	9,648	9,795	609	147	94.61%	5,865	6,169	620	304	63.0%	52.44%	471	490	243	19		佐賀
	長崎	95.09%	1,032	1,081	100	49	95.21%	6,782	6,926	469	144	94.61%	3,465	3,663	385	198	52.9%	52.44%	321	330	162	9		長崎
	大分	95.09%	1,742	1,842	186	100	95.21%	15,633	15,676	792	43	94.61%	7,930	8,455	952	525	53.9%	52.44%	694	707	343	13		大分
	宮崎	95.09%	1,065	1,128	115	63	95.21%	12,210	12,164	539	△ 46	94.61%	6,548	6,807	612	259	56.0%	52.44%	355	368	182	13		宮崎
	熊本	95.09%	995	1,062	116	67	95.21%	12,270	12,368	686	98	94.61%	7,691	8,114	838	423	65.6%	52.44%	651	671	330	20		熊本
	鹿児島	95.09%	5,218	5,378	416	160	95.21%	26,560	26,573	1,285	13	94.61%	14,892	15,525	1,436	633	58.4%	52.44%	2,487	2,425	1,121	△ 62		鹿児島
	沖縄	95.09%	2,132	2,156	129	24	95.21%	14,586	14,810	923	224	94.61%	8,940	9,291	833	351	62.7%	52.44%	327	297	126	△ 30		沖縄
社 保 労		95.09%	366	408	60	42	95.21%	2,415	2,425	126	10	94.61%	1,204	1,266	127	62	52.2%	52.44%	0	0	0	0	社 保 労	
本 部		95.09%	148	141	0	△ 7	95.21%	371	353	0	△ 18	94.61%	289	273	0	△ 16	77.3%	52.44%	1,483	1,523	745	40	本 部	
合 計		95.09%	53,422	56,019	5,221	2,597	95.21%	374,753	379,528	22,728	4,775	94.61%	219,450	231,119	23,499	11,669	60.9%	52.44%	23,476	24,514	12,201	1,038	合 計	

2024年度保有見込件数と2025年度保有・新契約目標件数（3/4）

<別紙2>

地連	県支部	火災共済					自然災害共済					交通災害共済					親子共済					県支部	地連
		2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比		
		契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数		
北海道		95.44%	10,589	10,498	392	△ 91	95.76%	6,092	6,075	241	△ 17	94.82%	593	576	14	△ 17	87.91%	525	490	28	△ 35	北海道	
東北	青森	95.44%	6,767	6,612	154	△ 155	95.76%	3,794	3,739	106	△ 55	94.82%	5,869	5,680	115	△ 189	87.91%	432	393	13	△ 39	東北	青森
	岩手	95.44%	2,493	2,434	55	△ 59	95.76%	1,700	1,683	55	△ 17	94.82%	2,201	2,116	29	△ 85	87.91%	379	347	14	△ 32		岩手
	宮城	95.44%	2,882	2,831	80	△ 51	95.76%	2,441	2,418	80	△ 23	94.82%	8,426	8,066	76	△ 360	87.91%	478	433	13	△ 45		宮城
	秋田	95.44%	1,877	1,846	55	△ 31	95.76%	1,184	1,189	55	5	94.82%	2,334	2,244	31	△ 90	87.91%	228	210	10	△ 18		秋田
	山形	95.44%	3,768	3,676	80	△ 92	95.76%	2,418	2,395	80	△ 23	94.82%	373	364	10	△ 9	87.91%	339	321	23	△ 18		山形
	福島	95.44%	5,845	5,705	127	△ 140	95.76%	3,979	3,921	111	△ 58	94.82%	6,900	6,591	48	△ 309	87.91%	552	521	36	△ 31		福島
	新潟	95.44%	7,893	7,646	113	△ 247	95.76%	5,644	5,574	169	△ 70	94.82%	18,946	18,054	89	△ 892	87.91%	1,283	1,164	36	△ 119		新潟
関東甲	群馬	95.44%	4,511	4,410	105	△ 101	95.76%	2,860	2,844	105	△ 16	94.82%	15,028	14,314	64	△ 714	87.91%	1,138	1,027	27	△ 111	関東甲	群馬
	栃木	95.44%	2,303	2,253	55	△ 50	95.76%	1,356	1,354	55	△ 2	94.82%	222	221	10	△ 1	87.91%	374	339	10	△ 35		栃木
	茨城	95.44%	2,184	2,139	55	△ 45	95.76%	1,496	1,488	55	△ 8	94.82%	1,175	1,136	22	△ 39	87.91%	329	300	11	△ 29		茨城
	埼玉	95.44%	1,354	1,322	30	△ 32	95.76%	729	728	30	△ 1	94.82%	187	187	10	0	87.91%	184	172	10	△ 12		埼玉
	東京	95.44%	7,002	6,793	110	△ 209	95.76%	4,625	4,539	110	△ 86	94.82%	1,723	1,681	47	△ 42	87.91%	281	258	11	△ 23		東京
	千葉	95.44%	304	320	30	16	95.76%	219	240	30	21	94.82%	20	29	10	9	87.91%	60	63	10	3		千葉
	神奈川	95.44%	4,242	4,129	80	△ 113	95.76%	2,924	2,905	105	△ 19	94.82%	389	410	41	21	87.91%	520	469	12	△ 51		神奈川
	山梨	95.44%	1,958	2,030	161	72	95.76%	530	563	55	33	94.82%	30	38	10	8	87.91%	98	96	10	△ 2		山梨
	長野	95.44%	4,045	3,966	105	△ 79	95.76%	2,454	2,430	80	△ 24	94.82%	1,672	1,607	22	△ 65	87.91%	836	768	33	△ 68		長野
北信	富山	95.44%	3,192	3,126	80	△ 66	95.76%	2,011	2,032	106	21	94.82%	3,196	3,048	18	△ 148	87.91%	369	335	11	△ 34	北信	富山
	石川	95.44%	2,447	2,415	80	△ 32	95.76%	1,720	1,753	106	33	94.82%	3,048	2,915	25	△ 133	87.91%	259	238	10	△ 21		石川
	福井	95.44%	1,396	1,387	55	△ 9	95.76%	958	972	55	14	94.82%	1,179	1,128	10	△ 51	87.91%	183	171	10	△ 12		福井
東海	静岡	95.44%	1,455	1,444	55	△ 11	95.76%	1,004	1,016	55	12	94.82%	1,179	1,135	17	△ 44	87.91%	189	176	10	△ 13	東海	静岡
	愛知	95.44%	1,237	1,236	55	△ 1	95.76%	1,019	1,031	55	12	94.82%	1,105	1,058	10	△ 47	87.91%	130	124	10	△ 6		愛知
	岐阜	95.44%	1,094	1,099	55	5	95.76%	741	740	30	△ 1	94.82%	57	64	10	7	87.91%	113	111	12	△ 2		岐阜
	三重	95.44%	2,574	2,537	80	△ 37	95.76%	2,131	2,121	80	△ 10	94.82%	9,027	8,673	114	△ 354	87.91%	196	196	24	0		三重
近畿	滋賀	95.44%	489	497	30	8	95.76%	271	290	30	19	94.82%	318	316	14	△ 2	87.91%	72	73	10	1	近畿	滋賀
	京都	95.44%	864	855	30	△ 9	95.76%	603	607	30	4	94.82%	2,838	2,737	46	△ 101	87.91%	85	85	10	0		京都
	奈良	95.44%	1,190	1,166	30	△ 24	95.76%	864	857	30	△ 7	94.82%	2,327	2,219	13	△ 108	87.91%	66	68	10	2		奈良
	和歌山	95.44%	2,387	2,333	55	△ 54	95.76%	1,862	1,838	55	△ 24	94.82%	5,372	5,166	72	△ 206	87.91%	132	126	10	△ 6		和歌山
	大阪	95.44%	10,327	10,002	146	△ 325	95.76%	7,379	7,246	180	△ 133	94.82%	9,995	9,726	249	△ 269	87.91%	861	786	29	△ 75		大阪
	兵庫	95.44%	1,633	1,614	55	△ 19	95.76%	1,025	1,037	55	12	94.82%	3,389	3,273	60	△ 116	87.91%	219	204	11	△ 15		兵庫
中国	岡山	95.44%	1,722	1,698	55	△ 24	95.76%	1,101	1,109	55	8	94.82%	1,289	1,232	10	△ 57	87.91%	136	130	10	△ 6	中国	岡山
	広島	95.44%	3,879	3,807	105	△ 72	95.76%	2,533	2,531	105	△ 2	94.82%	3,773	3,701	123	△ 72	87.91%	524	486	25	△ 38		広島
	鳥取	95.44%	3,938	3,813	55	△ 125	95.76%	2,485	2,460	80	△ 25	94.82%	6,254	5,991	61	△ 263	87.91%	306	282	13	△ 24		鳥取
	島根	95.44%	3,963	3,903	121	△ 60	95.76%	2,818	2,804	105	△ 14	94.82%	10,544	10,305	307	△ 239	87.91%	511	469	20	△ 42		島根
	山口	95.44%	3,352	3,279	80	△ 73	95.76%	2,642	2,610	80	△ 32	94.82%	7,441	7,148	92	△ 293	87.91%	232	225	21	△ 7		山口
四国	香川	95.44%	3,589	3,530	105	△ 59	95.76%	2,954	2,934	105	△ 20	94.82%	7,864	7,576	119	△ 288	87.91%	164	156	12	△ 8	四国	香川
	徳島	95.44%	5,006	4,883	105	△ 123	95.76%	4,044	3,978	105	△ 66	94.82%	7,949	7,706	169	△ 243	87.91%	173	164	12	△ 9		徳島
	愛媛	95.44%	850	841	30	△ 9	95.76%	736	760	55	24	94.82%	2,991	2,911	75	△ 80	87.91%	122	117	10	△ 5		愛媛
	高知	95.44%	3,438	3,361	80	△ 77	95.76%	3,028	2,955	55	△ 73	94.82%	7,590	7,320	123	△ 270	87.91%	247	233	16	△ 14		高知
九州	福岡	95.44%	10,824	10,566	236	△ 258	95.76%	8,407	8,275	224	△ 132	94.82%	3,376	3,322	121	△ 54	87.91%	1,610	1,469	54	△ 141	九州	福岡
	佐賀	95.44%	3,504	3,399	55	△ 105	95.76%	2,347	2,327	80	△ 20	94.82%	2,929	2,796	19	△ 133	87.91%	330	310	20	△ 20		佐賀
	長崎	95.44%	1,675	1,654	55	△ 21	95.76%	1,220	1,223	55	3	94.82%	2,602	2,502	35	△ 100	87.91%	304	286	19	△ 18		長崎
	大分	95.44%	4,662	4,654	205	△ 8	95.76%	3,621	3,646	179	25	94.82%	11,073	10,787	288	△ 286	87.91%	703	691	73	△ 12		大分
	宮崎	95.44%	2,691	2,648	80	△ 43	95.76%	2,327	2,308	80	△ 19	94.82%	8,540	8,217	119	△ 323	87.91%	633	588	32	△ 45		宮崎
	熊本	95.44%	3,703	3,668	134	△ 35	95.76%	2,863	2,867	125	4	94.82%	6,886	6,585	56	△ 301	87.91%	495	458	23	△ 37		熊本
	鹿児島	95.44%	14,750	14,379	302	△ 371	95.76%	12,950	12,718	317	△ 232	94.82%	28,911	27,802	389	△ 1,109	87.91%	2,334	2,129	77	△ 205		鹿児島
	沖縄	95.44%	2,884	2,832	80	△ 52	95.76%	1,579	1,567	55	△ 12	94.82%	32	40	10	8	87.91%	1,413	1,279	37	△ 134		沖縄
社 保 労		95.44%	927	915	30	△ 12	95.76%	691	692	30	1	94.82%	963	923	10	△ 40	87.91%	129	123	10	△ 6	社 保 労	
本 部		95.44%	200	191	0	△ 9	95.76%	175	168	0	△ 7	94.82%	254	241	0	△ 13	87.91%	83	73	0	△ 10	本 部	
合 計		95.44%	175,859	172,342	4,506	△ 3,517	95.76%	124,554	123,557	4,279	△ 997	94.82%	230,379	221,877	3,432	△ 8,502	87.91%	21,359	19,732	958	△ 1,627	合 計	

2024年度保有見込件数と2025年度保有・新契約目標件数（4/4）

<別紙2>

		退職後共済 (移行)		介護保障					合計							
地連	県支部	2025年度目標			2024年度見込		2025年度目標		対前期比	2024年度見込		2025年度目標		対前期比	県支部	地連
		新契約	契約維持率	保有契約	保有契約	新契約	保有件数	保有契約		保有件数	新契約	保有件数				
	北海道	40	93.18%	1	6	5	5	5	122,590	123,049	8,409	459		北海道		
東北	青森	41	93.18%	3	8	5	5	5	49,817	49,407	2,719	△ 410	青森	東北		
	岩手	26	93.18%	7	12	5	5	5	28,392	28,235	1,558	△ 157	岩手			
	宮城	73	93.18%	1	6	5	5	5	50,573	50,013	2,456	△ 560	宮城			
	秋田	17	93.18%	0	5	5	5	5	32,916	33,040	2,071	124	秋田			
	山形	30	93.18%	1	6	5	5	5	44,573	44,353	2,372	△ 220	山形			
	福島	78	93.18%	7	12	5	5	5	77,218	76,689	3,876	△ 529	福島			
	新潟	142	93.18%	1	6	5	5	5	115,120	113,456	4,877	△ 1,664	新潟			
関東甲	群馬	77	93.18%	0	5	5	5	5	80,595	79,742	3,922	△ 853	群馬	関東甲		
	栃木	40	93.18%	0	5	5	5	5	36,659	36,688	2,208	29	栃木			
	茨城	50	93.18%	1	6	5	5	5	41,416	41,443	2,422	27	茨城			
	埼玉	20	93.18%	0	5	5	5	5	18,400	18,463	1,162	63	埼玉			
	東京	48	93.18%	0	5	5	5	5	82,992	82,439	4,232	△ 553	東京			
	千葉	11	93.18%	0	5	5	5	5	20,160	20,515	1,584	355	千葉			
	神奈川	56	93.18%	0	5	5	5	5	56,346	55,998	2,974	△ 348	神奈川			
	山梨	4	93.18%	0	5	5	5	5	20,328	20,763	1,629	435	山梨			
北信	長野	130	93.18%	0	5	5	5	5	74,056	73,920	4,355	△ 136	長野	北信		
	富山	50	93.18%	0	5	5	5	5	44,822	44,903	2,653	81	富山			
	石川	19	93.18%	0	5	5	5	5	33,764	33,901	2,029	137	石川			
	福井	23	93.18%	0	5	5	5	5	25,509	25,871	1,852	362	福井			
東海	静岡	29	93.18%	0	5	5	5	5	35,161	35,817	2,704	656	静岡	東海		
	愛知	27	93.18%	0	5	5	5	5	27,518	28,071	2,151	553	愛知			
	岐阜	28	93.18%	0	5	5	5	5	30,322	30,970	2,419	648	岐阜			
	三重	56	93.18%	3	8	5	5	5	58,635	58,541	3,295	△ 94	三重			
近畿	滋賀	5	93.18%	0	5	5	5	5	17,443	17,918	1,488	475	滋賀	近畿		
	京都	5	93.18%	0	5	5	5	5	13,902	14,019	909	117	京都			
	奈良	12	93.18%	0	5	5	5	5	19,335	19,490	1,280	155	奈良			
	和歌山	13	93.18%	0	5	5	5	5	33,004	33,450	2,338	446	和歌山			
	大阪	103	93.18%	2	7	5	5	5	101,275	99,362	3,833	△ 1,913	大阪			
	兵庫	11	93.18%	2	7	5	5	5	48,084	48,263	2,961	179	兵庫			
中国	岡山	11	93.18%	0	5	5	5	5	23,408	23,579	1,586	171	岡山	中国		
	広島	88	93.18%	2	7	5	5	5	63,138	63,085	3,959	△ 53	広島			
	鳥取	36	93.18%	1	6	5	5	5	43,456	43,361	2,409	△ 95	鳥取			
	島根	93	93.18%	0	5	5	5	5	60,958	61,043	3,924	85	島根			
	山口	19	93.18%	0	5	5	5	5	52,102	52,144	3,165	42	山口			
四国	香川	62	93.18%	1	6	5	5	5	48,682	48,446	2,644	△ 236	香川	四国		
	徳島	25	93.18%	0	5	5	5	5	51,874	51,780	2,839	△ 94	徳島			
	愛媛	33	93.18%	0	5	5	5	5	16,114	16,291	1,249	177	愛媛			
	高知	36	93.18%	0	5	5	5	5	38,809	38,502	2,451	△ 307	高知			
九州	福岡	192	93.18%	4	9	5	5	5	120,336	119,847	6,851	△ 489	福岡	九州		
	佐賀	58	93.18%	0	5	5	5	5	44,266	44,368	2,739	102	佐賀			
	長崎	25	93.18%	0	5	5	5	5	38,059	38,151	2,358	92	長崎			
	大分	108	93.18%	2	7	5	5	5	80,297	80,551	4,985	254	大分			
	宮崎	47	93.18%	0	5	5	5	5	53,301	52,835	2,598	△ 466	宮崎			
	熊本	65	93.18%	0	5	5	5	5	59,560	60,084	4,074	524	熊本			
	鹿児島	216	93.18%	1	6	5	5	5	152,984	151,670	8,095	△ 1,314	鹿児島			
	沖縄	87	93.18%	0	5	5	5	5	57,790	57,740	3,382	△ 50	沖縄			
社保労		23	93.18%	1	6	5	5	5	17,915	17,980	1,088	65	社保労			
本部		0	93.18%	0	0	0	0	0	3,691	3,609	745	△ 82	本部			
合計		2,488	93.18%	41	281	240	240	240	2,467,665	2,463,855	143,879	△ 3,810	合計			

< 協議Ⅳ >

2025 年 4 月 24 日
第 3 回共済推進県本部代表者会議
自治労共済推進本部

じちろうマイカー共済の団体割引率 (2025 年 11 月発効以降) について

(添付資料 有)

Ⅰ. 提案の主旨

2025 年 2 月 27 日、職域生協統括本部より、2025 年 11 月発効以降の各職域のマイカー共済の上限割引率が示されました。

これを受け、じちろうマイカー共済の 2025 年 11 月発効以降の適用団体割引率を確認します。

Ⅱ. じちろうマイカー共済の上限割引率 (2025 年 11 月発効以降) について

1. 審査日 (2025 年 2 月 1 日) における各職域の状況

(1) 既経過共済掛金と既生共済金

団体	既経過共済掛金 (千円)			既生共済金 (千円)		
	2024	2025	差	2024	2025	差
自治労	17,261,857	17,850,307	+588,450	6,733,618	7,227,425	+493,807
森林労連	805,637	786,121	▲19,516	320,593	297,235	▲23,358
たばこ	637,996	635,777	▲2,219	308,190	310,061	+1,871
全水道	231,501	230,607	▲894	90,582	75,364	▲15,218

注① 表の「2024」は「2022 年 12 月～2023 年 11 月」、「2025」は「2023 年 12 月～2024 年 11 月」の実績となります。

注② 2025 年 11 月発効の上限割引率の計算に用いられる損害率 (実績損害率) は、既経過共済掛金に対する既生共済金 (いずれも 2024 と 2025 の合算値) の割合となります。(資料 1 参照)

(2) 2025 年 11 月発効の上限割引率に用いられる実績損害率

団体	既経過共済掛金 (千円) 【2024 と 2025 の合算値】	既生共済金 (千円) 【2024 と 2025 の合算値】	実績損害率
自治労	35,112,164	13,961,043	40%
森林労連	1,591,758	617,828	39%
たばこ	1,273,773	618,251	49%
全水道	462,108	165,946	36%

注③ 実績損害率の計算にあたっては、共済金の上限が定められています。実際の共済金に関わらず、対人・人傷は事故 1 件あたり 500 万円、対物は事故 1 件あたり 100 万円が計算上の上限となります。

2. じちろうマイカー共済の上限割引率

団体割引率テーブル表 (資料 2) に基づき、こくみん共済 coop (全労済) 本部より、じちろうマイカー共済の 2025 年 11 月発効以降の上限割引率は、「25.0%」と提示されました。

<参考：契約件数と実績損害率の直近 2 年の推移>

団体	契約件数			損害率		
	2024	2025	差	2024	2025	差
自治労	365,117	371,797	+6,680	37%	40%	3 P (↓)
森林労連	20,120	19,464	▲656	41%	39%	▲2 P (↑)
全たばこ	16,560	16,212	▲348	43%	49%	6P (↓)
全水道	5,628	5,520	▲108	39%	36%	▲3 P (↑)

注④ 補償種目別の共済金の推移については、資料 3 および資料 4 「損害率上昇の要因について参照。

Ⅲ. じちろうマイカー共済の適用団体割引率（2025 年 11 月発効以降）について

組合員利益の最大化の観点から、2025 年 11 月発効以降の団体割引率は、上限の 25.0%を適用します。

Ⅳ. こくみん共済 coop 本部への要請と回答

団体割引率について、加入件数の規模や推進努力よりも、損害率の方が、割引率の変動に大きな要素をもたらす状況となっていることから、加入件数が増加することにより団体割引が上昇可能となるよう、職域生協統括本部を通じて要請をおこないました。

（別紙 1「本部への要請文」、別紙 2「要請に対する回答」参照）

（１）本部への要請と回答の要旨

要請内容（要旨）	回答内容（要旨）
1. 今後の規約改正で、すべての団体が加入件数を増加させることで団体割引が上昇可能な団体割引テーブルの見直しを求める。	1. 今後の改正においては、意見をふまえ、合理的かつ収支維持の可能な範疇で団体割引制度を模索する。
2. 団体割引テーブル表見直しにあたり、12.5%基準割引を下回らないようにするとともに 100,000 件上限を 350,000 件以上に拡大すること。	2. この数年の社会情勢の変化を加味すると現行の団体割引テーブル表を拡大する方向への見直しは収支維持の観点では困難であると考えるが、団体割引が旧職域掛金の代替としてきた経過を認識し、今後の規約改正の検討においては意見を踏まえながら、合理的かつ収支維持の可能な範疇で団体割引制度を模索する。
3. 24 年 11 月設定の上限割引を 1 年間据え置くなど規約の柔軟な取り扱いを行うこと。	3. 団体割引率は、規約・細則の定めに従い、損害率・契約件数に基づき決定する仕組みとなっている。損害率の変化をタイムリーに掛金に反映させ収支を維持する観点から、上限割引率を維持することを可能とする規定の設定はできない。

（２）回答を受けての自治労共済推進本部の対応

本部回答にある「合理的かつ収支維持の可能な範疇での団体割引制度の模索」の議論に、職域生協統括本部を通じて、早期の段階から検討に参画できるよう注視をしていきます。

V. 事故防止の取り組み

団体割引率の維持・拡大をめざし、事故防止の啓発活動を強化し、損害率の低下に努めます。

VI. 進め方

4 月 9 日	第 14 回常任代表委員会	協議・確認
4 月 14 日	第 8 回共済推進委員会	協議・確認
4 月 23 日	第 5 回代表委員会	協議・確認
4 月 24 日	第 3 回共済推進県本部代表者会議	協議・確認
4 月 25 日	第 4 回県支部事務局長会議	報告

以 上

<資料 1>

マイカー共済の団体割引のしくみ

1. 団体割引とは

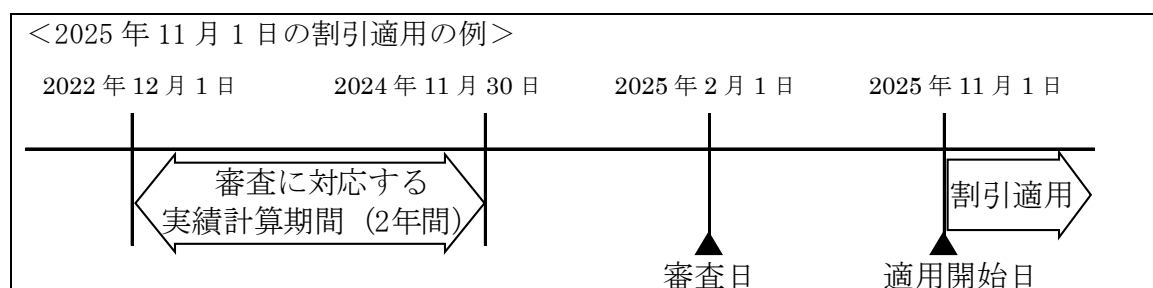
一定の契約件数がある団体が、その損害率および契約件数に応じて、マイカー共済の掛金を割り引くことができる仕組みです。

2. 団体割引率の上限

割引率は、毎年 1 回審査日（2 月 1 日）までに、団体の「実績計算期間」の「実績損害率」および「実績計算期間末日の契約件数にもとづき、適用できる上限の割引率を全労済本部が審査・決定します。

（1）実績計算期間（契約件数が 1,000 件以上の団体）とは

割引率の審査に対応する実績計算期間は、審査日の属する月の前月末日から起算して 2 か月前に該当する月から過去 2 年間とします。



* 契約件数が 1,000 件未満の団体の場合、実績計算期間は過去 5 年間

（2）実績損害率とは

マイカー共済の実績損害率は、（受け入れる）共済掛金に対する、（支払う）共済金の割合をいい、所定のルールにもとづき算出されます。

3. 適用される団体割引率（上限割引率が 12.5%を超える場合）

上限割引率の範囲で、団体との協議・調整を行い、適用する割引率を決定します。

以上

<資料 2>

団体割引率テーブル表

適用団体	全水道	たばこ	森林労連	自治労
契約件数	5,500～5,999	10,000～19,999	20,000～29,999	100,000～
上限割引率	上限割引率（純掛金）/損害率対照表			
0.0%	62%～	62%～	62%～	62%～
5.0%	59%～ 61%	59%～ 61%	59%～ 61%	59%～ 61%
10.0%	57%～ 58%	57%～ 58%	57%～ 58%	57%～ 58%
12.5%	48%～ 56%	48%～ 56%	48%～ 56%	50%～ 56%
15.0%	46%～ 47%	46%～ 47%	46%～ 47%	48%～ 49%
17.5%	44%～ 45%	44%～ 45%	44%～ 45%	46%～ 47%
20.0%	42%～ 43%	42%～ 43%	42%～ 43%	44%～ 45%
22.5%	40%～ 41%	40%～ 41%	40%～ 41%	42%～ 43%
25.0%	38%～ 39%	38%～ 39%	38%～ 39%	40%～ 41%
27.5%	36%～ 37%	36%～ 37%	36%～ 37%	38%～ 39%
30.0%	34%～ 35%	34%～ 35%	34%～ 35%	36%～ 37%
32.5%	32%～ 33%	32%～ 33%	32%～ 33%	34%～ 35%
35.0%	～31%	～31%	～31%	～33%

※1 上限割引率は、それぞれ契約件数ごとに定められる規約別表（上表）によって適用団体の損害率ごとに定められている。

※2 上記規約別表の具体的な取り扱いは「自動車総合補償共済 団体割引実施に関する内規」によって定められている。

<団体割引実施に関する内規に定められている取り扱いの例>

② 上限割引率 35.0%は適用せず、適用割引率の上限は 32.5%とする。

② 損害率計算にあたっての共済金上限を定めており、実際の共済金に関わらず、対人・人傷は事故 1 件あたり 500 万円、対物は事故 1 件あたり 100 万円を計算上の上限としている。

<資料3>

補償種目別共済金推移						
対人	既生共済金					
	2021年12月～ 2022年11月	2022年12月～ 2023年11月	上昇率	2023年12月～ 2024年11月	上昇率	構成比
自治労	430,796,792	469,427,677	109%	500,900,900	107%	7%
森林労連	42,193,886	32,347,411	77%	22,686,536	70%	8%
たばこ	26,568,608	30,761,678	116%	34,718,625	113%	11%
全水道	10,733,439	831,627	8%	2,125,648	256%	3%
職域計	510,292,725	533,368,393	105%	560,431,709	105%	7%
対物	既生共済金					
	2021年12月～ 2022年11月	2022年12月～ 2023年11月	上昇率	2023年12月～ 2024年11月	上昇率	構成比
自治労	2,289,772,311	2,608,101,413	114%	2,703,163,009	104%	37%
森林労連	140,582,227	149,891,032	107%	152,298,914	102%	51%
たばこ	101,074,955	118,501,472	117%	130,412,535	110%	42%
全水道	30,851,627	47,205,594	153%	31,803,511	67%	42%
職域計	2,562,281,120	2,923,699,511	114%	3,017,677,969	103%	38%
人傷	既生共済金					
	2021年12月～ 2022年11月	2022年12月～ 2023年11月	上昇率	2023年12月～ 2024年11月	上昇率	構成比
自治労	215,711,800	316,989,172	147%	309,933,964	98%	4%
森林労連	30,044,251	13,149,791	44%	20,639,706	157%	7%
たばこ	10,687,969	15,698,557	147%	12,102,520	77%	4%
全水道	6,099,163	7,511,315	123%	-2,595,576	-35%	-3%
職域計	262,543,183	353,348,835	135%	340,080,614	96%	4%
車両	既生共済金					
	2021年12月～ 2022年11月	2022年12月～ 2023年11月	上昇率	2023年12月～ 2024年11月	上昇率	構成比
自治労	2,501,217,967	2,963,860,812	118%	3,316,921,163	112%	46%
森林労連	125,902,133	123,062,916	98%	131,852,332	107%	44%
たばこ	93,210,873	134,262,948	144%	118,263,224	88%	38%
全水道	34,188,442	28,226,725	83%	38,970,854	138%	52%
職域計	2,754,519,415	3,249,413,401	118%	3,606,007,573	111%	46%
その他	既生共済金					
	2021年12月～ 2022年11月	2022年12月～ 2023年11月	上昇率	2023年12月～ 2024年11月	上昇率	構成比
自治労	307,606,715	375,239,214	122%	396,505,600	106%	5%
森林労連	6,101,864	2,142,141	35%	-30,241,695	-1412%	-10%
たばこ	8,547,925	8,965,590	105%	14,563,996	162%	5%
全水道	6,752,792	6,807,005	101%	5,059,452	74%	7%
職域計	329,009,296	393,153,950	119%	385,887,353	98%	5%
補償合計	既生共済金					
	2021年12月～ 2022年11月	2022年12月～ 2023年11月	上昇率	2023年12月～ 2024年11月	上昇率	構成比
自治労	5,745,105,585	6,733,618,288	117%	7,227,424,636	107%	100%
森林労連	344,824,361	320,593,291	93%	297,235,793	93%	100%
たばこ	240,090,330	308,190,245	128%	310,060,900	101%	100%
全水道	88,625,463	90,582,266	102%	75,363,889	83%	100%
職域計	6,418,645,739	7,452,984,090	116%	7,910,085,218	106%	100%

<資料 4>

保険料および損害率上昇の状況について

1. 他保険および社会一般の状況

損害保険料算出機構では、保険料引き上げの背景として、以下の要因を挙げている。

- ① 各種センサーの搭載など車両の高性能化により 1 台あたりの保険金が増加していること。
- ② 近年の急激な物価上昇の影響が部品、塗料価格などにも及んでいること。

2. 損害保険各社とこくみん共済 coop〈全労済〉の状況

(1) 損害保険各社の状況

大手損害保険会社は、2024 年 1 月から自動車保険の保険料を「3%超」引き上げた。

また、2025 年 1 月には保険料を「3.5%～5.0%」引き上げ、軽四輪乗用車の型式クラスを 7 クラスに細分化した。

報道によると、2026 年 1 月にも「5.7%」の保険料引き上げを行うとしており、3 年連続の引き上げが予定されている。保険料の引き上げ幅「5.7%」は、自動車保険料自由化にともなって、2002 年に損害保険料算出機構が発足した以降、最大の上げ幅となる。

(2) こくみん共済 coop〈全労済〉の状況

過去 2 年間の実績で計算される「保有件数 1,000 件以上」で団体割引を適用している産別ならびに団体は、職域生協統括本部の 4 適用団体を含めて 33 団体（職域 4+その他産別 29）ある。

今回、全体の 67%となる 22 団体（職域 2+その他産別 20）で、前年と比較して上限割引率が引き下げとなった。

仮に、今回の計算結果の上限割引率を 2025 年 11 月以降の適用割引率とした場合に、団体割引率の引き下げ幅は、▲2.5%～▲12.5%となる。

2025 年 2 月 27 日

職域生協統括本部

マイカー共済団体割引率（2025 年 11 月適用）について

職域生協統括本部では、2025 年 2 月 21 日付で発信された事業推進統括部事務連絡「＜マイカー共済＞2025 年 11 月～2026 年 10 月期における団体割引対応について（その 2）」で示された、2025 年 11 月適用の団体割引審査結果を受け、臨時事務局長会議（2 月 27 日）を開催しました。

今回の団体割引審査結果は、適用割引率の減少を余儀なくされた 2024 年 11 月適用に引き続き、さらに上限割引率が減少する推進本部があったという非常に厳しい結果となり、このままでは各推進本部所管の産別組織、協力団体への周知が困難になるという意見を受け、下記の通り本部に回答を要請します。

本部担当部門におかれては、3 月 14 日（金）までに回答いただくようお願いします。

記

職域生協統括本部の各推進本部では、マイカー共済を職域の重点共済として設定し、団体割引の PR を中心に周知を進め、加入件数を増加させています。直近 2024 年 12 月時点の加入件数 413,239 件は、こくみん共済 coop 全体の 18.4%を占めています。

また、自治労共済と全水道共済が事業統合して現在の 4 推進本部となった 2013 年度末の加入件数 369,301 件（全体に占める割合 16.9%）と比較すると、組合員減少等の厳しい環境下にあったこの 10 年間でも約 44,000 件の加入件数が増加し、現在も増え続けています。

このことは、「組合員相互の声かけによって加入件数が増加し、団体割引の上昇と言う形で組合員還元が実現する」という職域マイカー共済のメリットが周知されてきたからであるものと認識しております。

さて、一方で、マイカー共済の純掛金剰余の状況は、2023 年度末において約 0.7 億円となり、2022 年度末で約 70 億円あった純掛金剰余が前年度比で 99%減少しており、このまま推移すれば、2024 年度決算において、異常危険準備金を繰り入れなければ危険差損の発生も想定され得る状況と推察いたします。

職域生協統括本部としては、2025 年度団体割引率の全体状況に見られる通り、加入件数の規模や推進努力よりも、損害率の方が割引率の変動に大きな要素をもたらす状況を危惧します。

「組合員相互の声かけによって加入件数が増加し、団体割引の上昇と言う形で組合員還元が実現する」ことが協力団体に普及、定着するには長い時間を要し、一方で、等級進行を超えて掛金が引き上がるような状況の発生は、職場内のロコミ効果も相まって、短期間で組合員の信頼を失うことにもつながります。

これらの懸念をふまえ、以下の要請を行いますので、本部の考え方について回答ください。

1. 団体割引テーブル表の見直し

現在の団体割引テーブル表は、旧職域掛金の掛金水準が 12.5%の基準割引によって概ね維持されることを前提に設定されたという経過があるものと認識しています。

2021 年 11 月改定から 3 年が経過し、こくみん共済 coop における団体のグルーピングや加入件数の推移も明らかになっていることから、今後の規約改正において、すべての団体が「加入件数を増加させることで、団体割引の上昇と言う形で組合員還元が実現する」ことが可能なテーブル表の見直しを要請します。

見直しにあたっては、旧職域掛金として設定された 12.5%の基準割引を下回らないようにするとともに、現在、100,000 件以上で上限となっているテーブル表を 350,000 件以上に拡大することも要請します。

2. 急激な環境変化にともなう事業規約の柔軟な取り扱い

現在の団体割引テーブル表は、2021 年 11 月制度改定によって設定されており、その内容は 2025 年 4 月制度改定においても同じ内容となっています。

しかしながら、保険会社が 3 年連続の保険料引き上げを予定している通り、この間に発生した共済金の上昇や物価上昇の影響は、2021 年 11 月の団体割引テーブル表設定時には予測できなかったスピードで進んでおり、団体割引率の減少という形で組合員の掛金に影響を与えています。

したがって、制度改定を契機とし、改定後の実績である「2025 年 12 月～2026 年 11 月」の実績が算入されるまでの 1 年間は、2024 年 11 月に設定された上限割引率を維持できる取扱いができるよう、事業規約の柔軟な取り扱いについて要請します。

以上

2025 年 3 月 13 日
共済開発部

マイカー共済 団体割引率（2025 年 11 月適用）についての
ご意見（2025 年 2 月 27 日付）に対する回答

日頃のご協力に感謝申し上げます。

さて、先般いただきました「マイカー共済 団体割引率（2025 年 11 月適用）について（2025 年 2 月 27 日付）」について、回答いたします。本回答について特段のご理解をお願いいたします。

記

【ご意見】要約

この間、職域生協統括本部では、マイカー共済を重点共済として設定し、こくみん共済 coop 全体の 2 割弱を占めるまで加入拡大を図ってきた。

しかし、2025 年 11 月適用の団体割引率の審査結果では、損害率の上昇に伴い割引率がさらに低下し、加入件数の規模や推進努力よりも損害率の方が割引率の変動に大きな要素をもたらす状況となっていることから、今後の推進への影響が危惧される。

については、以下の要請を行うので、本部の考え方について回答いただきたい。

- (1) 今後の規約改正において、すべての団体が「加入件数を増加させることで、団体割引の上昇と言う形で組合員還元が実現する」ことが可能な団体割引テーブル表に見直すことを検討いただきたい。見直しにあたっては、旧職域掛金として設定された 12.5%の基準割引を下回らないようにするとともに、現在、100,000 件以上で上限となっているテーブル表を 350,000 件以上に拡大することも要請します。
- (2) 2025 年 4 月改定の実績が算入されるまでの 1 年間は 2024 年 11 月に設定された上限割引率を維持するよう事業規約の柔軟な取り扱いを行うことを検討いただきたい。

【回答】

この間の貴統括本部ならびに各推進本部の皆様のマイカー共済の実績拡大に敬意を表します。とりわけ自治労共済推進本部においては、職域生協統括本部全体で約 41 万件の実績のうち 37 万件（占有率 90%）を保有しており、職域生協統括本部のみならず、こくみん共済 coop 全体の推進をけん引いただいていることについて深く敬意を表します。

いただいたご意見は、こうした推進努力をいただくなか、損害率の上昇に伴い団体割引率が引き下がることは、今後の推進に少なからず影響を与えかねないというご懸念か

ら挙げられたものと受け止めております。

以下、(1) (2)について回答いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(1) この数年の社会情勢の変化を加味すると現行の団体割引テーブル表を拡大する方向への見直しは収支維持の観点では困難であると考えますが、団体割引が旧職域掛金の代替としてきた経過は認識しつつ、今後の規約改正の検討においてはご意見を踏まえながら、合理的かつ収支維持の可能な範疇で団体割引制度を模索していきたいと考えています。

(2) マイカー共済の団体割引率については、自動車総合補償共済事業規約・細則等の定めに従い、損害率や契約件数にもとづき決定する仕組みとなります。これらの規定には、損害率の変化をタイムリーに掛金に反映させマイカー共済の収支を維持する観点から、現行の上限割引率を維持することを可能とする規定は設けていませんので、団体割引率を据え置くことはいたしかねます。

以上

< 協議 V >

2025 年 4 月 24 日
第 3 回 共済推進県本部 代表者会議
自治労共済推進本部

長期共済・税制適格年金・退職後共済の制度改善（概要案）について

（添付資料：有）

I. 提案の趣旨

2022 年 6 月 団体生命共済の抜本改正にともない、退職後の定期保障は、保障・掛金とも有利な
じちろう退職者団体生命共済を基軸制度としました。長期共済は、主として退職後の年金給付を
目的とする積立制度となり、退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）および税制適格年金
は、引き続き存続することとしました。

また、第 3 回 共済推進県本部 代表者会議（2024 年 4 月 25 日）において、つぎのことを周知しま
した。

- ① 退職後共済の定期保障（医療給付・遺族給付）は、2026 年 5 月 発効をもって新規移行を停
止し、経過措置を終了すること。
- ② 「退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）」への移行時の取扱いは、長期共済加入時
期が 2026 年 5 月 発効以前の人は「無告知・無審査」、2026 年 6 月 発効以降の人は「有告知・
有審査」となること。

長期共済・税制適格年金・退職後共済は、退職後の保障確保にむけた、在職中の計画的な積み
立てを行うため、自在性のある払込方法や退職後の保障への移行年齢上限の改善などが求められ
ており、これまで以上に組合員が利用しやすくなるよう制度改善を検討します。

II. 取り巻く状況

1 公的年金の支給開始年齢

厚生年金・共済年金の支給開始年齢（定額部分＋比例報酬部分）は、2026 年度（厚生年金・比
例報酬部分の女子は 2031 年度）に誕生日を迎えた人から 65 歳となります。

厚生年金・共済年金【老齢基礎（厚生）年金】は、65 歳で受け取らずに 66 歳以後 75 歳までの
間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。繰り下げた期間によって年金額が増額
され、その増額率は一生変わりません。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰り下げす
ることができます。

2 国家公務員・地方公務員の定年延長

国家公務員の定年延長のスケジュールは、「2023 年度から 2031 年度まで、2 年に 1 歳ずつ引上

げ・60歳から65歳へ」とされ、再任用制度は「廃止するものの、定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置としての存置」とされています。

地方公務員の定年は、地方公務員法に基づき、国家公務員の定年を基準として、各地方自治体において条例で定められています。

3 全労済本部の見解（2024年2月）

共済本部は全労済本部に対し、『退職後共済（年金給付）・税制適格年金の年金開始年齢上限を現在の「65歳」から「66歳」に拡大すること』について、確認を求めました。その際、全労済本部から「定年延長の状況、他団体の要望、一般団体生命共済の年齢範囲との整合性など、全労済制度全体の課題であり、一定の時間が必要。」との見解が示されました。

Ⅲ. 制度改善（概要案）の内容

税制適格年金および長期共済の制度内容と、今回の制度改善項目については、「【別紙1】制度改善 新旧比較表」参照。

1 税制適格年金・長期共済の制度改善

（1）共済掛金の払込方法の改善

- ① 現行の共済掛金の払込方法（月払）では、長期共済は1口3,000円単位の募集、税制適格年金は5,000円コースと10,000円コースの中から選択する方法で実施しています。

退職後の保障のために長期共済を増額する場合は、1口3,000円での増額とし、税制適格年金については最大10,000円コース以上の選択はできませんでした。

また、共済掛金の払込方法（半年払）についても、払込単位と最高限度額の制約により、加入者のニーズに答えきれていないという課題がありました。

今回、在職中の税制適格年金・長期共済について、共済掛金の払込方法（月払・半年払）とそれぞれの払込掛金の最高限度額変更を行うとともに、税制適格年金と長期共済の払込方法（月払・半年払）を統一します。

このことにより、退職後の保障確保にむけた計画的な積み立てが行いやすいよう、税制適格年金と長期共済の組み合わせの自在性を確保し、加入者の多様な選択と分かりやすさが改善されます。なお、随時払については、変更は生じません。

- ② 長期共済・税制適格年金の共済掛金の払込方法を含む歴史経過については、「【別紙2】長期共済・税制適格年金の歴史経過」参照。

- ③ 税制適格年金による税制メリットや、長期共済・税制適格年金を活用する老後資金準備の考え方については、「【別紙3】税制メリットと老後資金準備の考え方」参照。

<組合員本人の在職中・掛金積立の払込方法>

		制度改善案	現行
税制適格年金 (税適プラン)	月払	3,000 円～ 40 万円 (1 口 1,000 円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 40 万円	5,000 円、10,000 円コースの いずれかを選択
	半年払	1 万円～ 100 万円 (1 口 1 万円単位)、 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 100 万円	30,000 円、60,000 円コースの いずれかを選択
	随時払	1 か月の発効あたり： 10 万円～200 万円(1 口 1 万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 200 万円、通算限度額 1,500 万円	1 か月の発効あたり： 10 万円～200 万円(1 口 1 万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 200 万円、通算限度額 1,500 万円
長期共済 (将来保障選択プラン)	月払	3,000 円～ 40 万円 (1 口 1,000 円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 40 万円	1 口 3,000 円単位の口数選択 月払・半年払と合わせて 50 口限度
	半年払	1 万円～ 100 万円 (1 口 1 万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 100 万円	1 口 18,000 円単位の口数選択 月払・半年払と合わせて 50 口限度
	随時払	1 か月の発効あたり： 10 万円～200 万円(1 口 1 万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 200 万円、通算限度額 1,500 万円	1 か月の発効あたり： 10 万円～200 万円(1 口 1 万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 200 万円、通算限度額 1,500 万円

【現行】

事業規約・細則の規定の範囲内（長期共済・半年払 1 口 18,000 円は除く。）

随時払等のその他取扱いは、つぎのとおり。

- ※ 1 税制適格年金は積立金が最低契約年金年額に満たない場合または長期共済は積立金が退職後の保障に満たない場合、随時払として退職時に不足分をまとめて、1 円以上 1 円単位で払い込むことができる。
- ※ 2 年金開始日までの期間が 5 年以下となった場合または上記※ 1 の場合、税制適格年金・長期共済それぞれの随時払の限度を緩和する。
 - ① 1 か月の発効あたりの最高限度額 200 万円は適用しない。
 - ② 随時払の通算限度額 1500 万円は適用しない。
- ※ 3 月払、半年払、随時払の払込共済掛金累計限度額：
税制適格年金・長期共済と合わせて累計限度額 6,000 万円

【制度改善後】

太字・下線は自治労独自、その他は事業規約・細則の規定のとおり。

随時払等のその他取扱いは、現行から変更なし。

（２）長期共済および税制適格年金の払込方法別解約

現行では、長期共済および税制適格年金の解約について、積立期間中の全部解約ができる取扱いとしています。

今回、共済掛金の払込方法（月払・半年払）の双方の共済契約がある場合、そのいずれかの払込方法の解約（払込方法別解約）を可能とする取扱いに改善します。

その結果、長期共済において払込方法別解約をした場合でも、月払・半年払のいずれかが 2026 年 5 月発効以前の共済契約として残っていれば、加入者は、「無告知・無審査」で退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）への移行が可能となります。

２ 退職後共済 開始年齢上限の引き上げ

現行の取扱いでは、「組合員本人の税制適格年金・退職後共済（年金給付）」の年金開始年齢上限および「組合員本人・配偶者の退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）」の保障開始年齢上限は、「満 65 歳」となっています。

一方、団体生命共済（在職中）の継続加入年齢上限は「満 66 歳」となっており、団体生命共済（在職中）の共済期間の途中、「満 65 歳」の間（「満 66 歳」の誕生日より前）に、税制適格年金・退職後共済（年金給付）の年金受給開始や退職後共済（医療給付・遺族給付）の保障開始をしなければなりません。

（１）年金開始年齢上限の引き上げ

① 組合員本人の税制適格年金・退職後共済（年金給付）

現在「満 65 歳」としている、「組合員本人の税制適格年金・退職後共済（年金給付）」の年金開始年齢上限を、退職者団体生命共済の移行年齢上限「満 66 歳」に合わせ、「満 66 歳」に引上げます。

この結果、団体生命共済、税制適格年金・長期共済の加入者が退職する場合に、共済本部が作成する「64 歳以上移行確認リスト」を活用して加入者案内を行うことで、退職後の保障への漏れない移行が促進され、じちろう共済制度全体の分かりやすさ、単組における説明のしやすさが改善されます。

<年金開始年齢>組合員本人

		制度改善案	現行
税制適格年金	確定年金 (10 年・15 年)	満 60 歳～満 66 歳	満 60 歳～満 65 歳
	終身年金 <保証期間付>	満 55 歳～満 66 歳	満 55 歳～満 65 歳
退職後共済 (年金給付)	確定年金 (5 年・10 年・15 年)	満 55 歳～満 66 歳	満 55 歳～満 65 歳
	終身年金 <保証期間付>	満 55 歳～満 66 歳	満 55 歳～満 65 歳

年金開始年齢の引き上げによる改善イメージについては、「【別紙 4】年金開始年齢上限の引き上げにともなう取扱変更」参照。

② 配偶者の退職後共済（年金給付：終身年金）変更なし

退職後の移行制度である配偶者の退職後共済（年金給付：終身年金）の年金開始年齢については、個人年金共済事業規約第 60 条（年金開始年齢）の規定に基づき、変更ありません。

＜年金開始年齢＞配偶者

		制度改善後	現行
退職後共済 (年金給付)	終身年金 ＜保証期間付＞	変更なし	満 55 歳～満 65 歳

(2) 組合員本人・配偶者の退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）

：保障開始年齢上限の引き上げ

現在「満 65 歳」としている、「組合員本人・配偶者の退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）」の保障開始年齢上限について、退職者団体生命共済の移行年齢上限「満 66 歳」に合わせ、「満 66 歳」に改善します。

＜保障開始年齢（移行と同時）＞組合員本人・配偶者

		制度改善案	現行
退職後共済 (医療給付)	終身医療給付（全疾病一律）	満 51 歳～満 66 歳	満 51 歳～満 65 歳
	終身医療給付 （全疾病一律）＋三大疾病保障	満 51 歳～満 66 歳	満 51 歳～満 65 歳
退職後共済 (遺族給付)	遺族終身給付	満 51 歳～満 66 歳	満 51 歳～満 65 歳

IV. 実施時期

実施時期は、制度改善案や事務システム上の課題（システム開発・帳票変更など）について、全労済本部との協議を要するため、2025 年 7 月予定の実施案で明らかにします。

V. スケジュールと今後の進め方

日程	会議等
2025 年 1 月 22 日	第 10 回常任代表委員会（概要案の協議・確認）
3 月 12 日	第 3 回県支部事務局長会議（注 1・素案段階での県支部説明と意見交換）
4 月 14 日	第 8 回本部共済推進委員会（概要案の協議・確認）
4 月 23 日	第 5 回代表委員会（概要案の協議・確認）
4 月 24 日	共済推進県本部代表者会議（概要案の説明・意見交換）
5 月 7 日～21 日	共済推進県本部・県支部合同ブロック会議（概要案の説明・意見交換）
7 月 3 日	第 19 回常任代表委員会（実施案の協議・確認）
7 月 22 日	第 11 回本部共済推進委員会（実施案の協議・確認）
7 月 25 日	第 8 回代表委員会（実施案の協議・確認）
7 月 29 日～30 日	※ 拡大県本部代表者会議を想定（実施案の確認）
11 月末日	長期生命共済 実施に関する基本協定書（改正）を締結
2026 年 5 月末日	「退職後共済の定期保障（医療給付・遺族給付）」の新規移行の停止
6 月 1 日 （年金開始年齢上 限と保障開始年齢 上限は実施案で明 らかにする）	長期共済新規加入者の有告知・有審査の取扱開始 組合員本人の税制適格年金・退職後共済（年金給付） ：年金開始年齢上限の引き上げ 配偶者の退職後共済（年金給付：終身年金）：年金開始年齢の据置 組合員本人・配偶者の退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付） ：保障開始年齢上限（移行と同時）の引き上げ
実施案で記載 （未定）	税制適格年金・長期共済の共済掛金の払込方法 （月払・半年払）の改善、払込方法別解約の取扱開始

注 1 共済推進県本部代表者会議（4 月 24 日）での概要案の説明・意見交換の前に、第 3 回県支部事務局長会議（3 月 12 日）で素案段階に基づく説明を行い、実務的な観点での意見交換を行う。

※ 組合員周知については、実施案確認後に行う予定。

VI. 添付資料

【別紙 1】制度改善 新旧比較表

【別紙 2】長期共済・税制適格年金の歴史経過

【別紙 3】税制メリットと老後資金準備の考え方

【別紙 4】年金開始年齢上限の引き上げにともなう取扱変更

以 上

【別紙1】制度改善 新旧比較表

1 税制適格年金

下線部分が変更点

	税制適格年金 制度改善案	税制適格年金 現行
1. 加入要件		
(1) 加入要件	①自治労組合員 ②団体生命共済に加入の組合員本人 ③発効日現在満54歳以下 ④申込日において団体生命共済の「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者（高血圧緩和を含む）」または「準通常就業者」である方 ただし、いずれの場合も申込日時点で入院中の方は加入できない ⑤団体生命共済の組織加入単組（県）では、「非通常就業者」も加入できる	①自治労組合員 ②団体生命共済に加入の組合員本人 ③発効日現在満54歳以下 ④申込日において団体生命共済の「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者（高血圧緩和を含む）」または「準通常就業者」である方 ただし、いずれの場合も申込日時点で入院中の方は加入できない ⑤団体生命共済の組織加入単組（県）では、「非通常就業者」も加入できる
(2) 積立期間	積立開始から年金開始まで10年以上の積立期間が必要	積立開始から年金開始まで10年以上の積立期間が必要
2. 共済掛金		
(1) 払込方法	①月払、②半年払、③月払・半年払の併用 の3種類 随時払は、月払、半年払いいずれかの契約がある場合に利用できる 半年払いは1月、7月発効に限る	①月払、②半年払、③月払・半年払の併用 の3種類 随時払は、月払、半年払いいずれかの契約がある場合に利用できる 半年払いは1月、7月発効に限る
(2) 各払込方法		
① 月払	<u>3,000円～40万円（1口1,000円単位）</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額40万円	<u>5,000円コース、10,000円コースのいずれか</u>
② 半年払	<u>1万円～100万円（1口1万円単位）</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額100万円	<u>30,000円コース、60,000円コースのいずれか</u>
③ 随時払	1か月の発効あたり：10万円～200万円（1口1万円単位） 月払または半年払に加えて払い込む方法。随時払のみの払込はできない。 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額200万円、通算限度額1,500万円 年金開始日までの期間が5年以下となったとき長期共済・税制適格年金それぞれの随時払の限度を緩和	1か月の発効あたり：10万円～200万円（1口1万円単位） 月払または半年払に加えて払い込む方法。随時払のみの払込はできない。 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額200万円、通算限度額1,500万円 年金開始日までの期間が5年以下となったとき長期共済・税制適格年金それぞれの随時払の限度を緩和
(3) 払込掛金累計限度額	税制適格年金・長期共済の月払・半年払・随時払と合わせて 累計限度額6,000万円	税制適格年金・長期共済の月払・半年払・随時払と合わせて 累計限度額6,000万円
(4) 生命保険料控除	積立期間中の掛金は個人年金保険料控除となる	積立期間中の掛金は個人年金保険料控除となる

	税制適格年金 制度改善案	税制適格年金 現行
3. 異 動 事 項		
(1) 増口/増額	積立期間中の増口ができる 申込時点で入院中の場合、増口はできない	積立期間中の増口ができる 申込時点で入院中の場合、増口はできない
(2) 減口/減額 (解約返戻金なし)	積立期間中の減口ができる 減額分の解約返戻金の支払いはなし	積立期間中の減口ができる 減額分の解約返戻金の支払いはなし
(3) 解約 (解約返戻金あり)	積立期間中の全部解約と <u>払込方法別</u> 解約ができる <u>口数単位</u> での解約はできない 随時払部分のみの解約はできない	積立期間中の全部解約ができる <u>払込方法別</u> での解約はできない 随時払部分のみの解約はできない
(4) 中断	積立期間中の掛金払い込みの中断（払込停止）できる 積立期間が10年に満たない場合は中断できない	積立期間中の掛金払い込みの中断（払込停止）できる 積立期間が10年に満たない場合は中断できない
(5) 中断からの復活	中断からの復活はいつでもできる 中断を終える際は、満 <u>66</u> 歳までであれば中断前と同口数／同額まで、健康告知を問わず復活（掛金の払い込み再開）ができる	中断からの復活はいつでもできる 中断を終える際は、満 <u>65</u> 歳までであれば中断前と同額まで、健康告知を問わず復活（掛金の払い込み再開）ができる
4. 在職中保障内容		
(1) 在職中の死亡	それまでの積立金に払い込んでいる月払、半年払いそれぞれ1回分の掛金を加算した額を死亡一時金として支払う	それまでの積立金に払い込んでいる月払、半年払いそれぞれ1回分の掛金を加算した額を死亡一時金として支払う
5. 年金給付移行要件		
(1) 組合員本人 ※配偶者の個人年金（終身年金）選択はできない	①団体生命共済とともに税制適格年金に加入している組合員本人 ②年金開始日現在の年齢が満55歳～満 <u>66</u> 歳 ③退職により団体生命共済の契約と長期共済の積立期間を終了する方 ④積立期間が10年以上あること (55歳未満で移行手続きした場合は年金開始時まで据置)	①団体生命共済とともに税制適格年金に加入している組合員本人 ②年金開始日現在の年齢が満55歳～満 <u>65</u> 歳 ③退職により団体生命共済の契約と長期共済の積立期間を終了する方 ④積立期間が10年以上あること (55歳未満で移行手続きした場合は年金開始時まで据置)
6. 年 金 保 障 内 容		
(1) 年金年額	12万円～120万円	12万円～120万円
(2) 支払期間	①確定年金（10年、15年） 満60歳～満 <u>66</u> 歳 ②終身年金（保障期間は15年または75歳のいずれか短い期間を保証期間とする） 満55歳～満 <u>66</u> 歳	①確定年金（10年、15年） 満60歳～満 <u>65</u> 歳 ②終身年金（保障期間は15年または75歳のいずれか短い期間を保証期間とする） 満55歳～満 <u>65</u> 歳

2 長期共済

下線部分が変更点

	長期共済 制度改善案	長期共済 現行
1. 加入要件		
(1) 加入要件	①自治労組員 ②団体生命共済に加入の組員本人 ③発効日現在満59歳以下 ④申込日において団体生命共済の「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者（高血圧緩和を含む）」または「準通常就業者」である方 ただし、いずれの場合も申込日時点で入院中の方は加入できない ⑤団体生命共済の組織加入単組（県）では、「非通常就業者」も加入できる	①自治労組員 ②団体生命共済に加入の組員本人 ③発効日現在満59歳以下 ④申込日において団体生命共済の「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者（高血圧緩和を含む）」または「準通常就業者」である方 ただし、いずれの場合も申込日時点で入院中の方は加入できない ⑤団体生命共済の組織加入単組（県）では、「非通常就業者」も加入できる
(2) 積立期間	積立開始から年金開始まで5年以上の積立期間が必要	積立開始から年金開始まで5年以上の積立期間が必要
2. 共済掛金		
(1) 払込方法	①月払、②半年払、③月払・半年払の併用 の3種類 随時払は、月払、半年払いずれかの契約がある場合に利用できる 半年払いは1月、7月発効に限る	①月払、②半年払、③月払・半年払の併用 の3種類 随時払は、月払、半年払いずれかの契約がある場合に利用できる 半年払いは1月、7月発効に限る
(2) 各払込方法		
① 月払	<u>3,000円～40万円（1口1,000円単位）</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額40万円	<u>3,000円～15万円まで（1口3,000円）</u> 月払・半年払と合わせて50口まで
② 半年払	<u>1万円～100万円（1口1万円単位）</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額100万円	<u>18,000円～90万円まで（1口18,000円）</u> 月払・半年払と合わせて50口まで
③ 随時払	1か月の発効あたり：10万円～200万円（1口1万円単位） 月払または半年払に加えて払い込む方法。随時払のみの払込はできない。 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額200万円、通算限度額1,500万円 年金開始日までの期間が5年以下となったとき長期共済・税制適格年金それぞれの随時払の限度を緩和	1か月の発効あたり：10万円～200万円（1口1万円単位） 月払または半年払に加えて払い込む方法。随時払のみの払込はできない。 税制適格年金・長期共済と合わせて最高限度額200万円、通算限度額1,500万円 年金開始日までの期間が5年以下となったとき長期共済・税制適格年金それぞれの随時払の限度を緩和
(3) 払込掛金累計限度額	税制適格年金・長期共済の月払・半年払・随時払と合わせて 払込掛金累計限度額6,000万円	税制適格年金・長期共済の月払・半年払・随時払と合わせて 払込掛金累計限度額6,000万円
(4) 生命保険料控除	積立期間中の掛金は一般生命保険料控除となる	積立期間中の掛金は一般生命保険料控除となる

	長期共済 制度改善案	長期共済 現行
3. 異動事項		
(1) 増口/増額	積立期間中の増口ができる 申込時点で入院中の場合、増口はできない	積立期間中の増口ができる 申込時点で入院中の場合、増口はできない
(2) 減口/減額 (解約返戻金なし)	積立期間中の減口ができる 減額分の解約返戻金の支払いはなし	積立期間中の減口ができる 減額分の解約返戻金の支払いはなし
(3) 解約 (解約返戻金あり)	積立期間中の全部解約と払込方法別解約ができる 口数単位での解約はできない 随時払部分のみの解約はできない	積立期間中の全部解約ができる <u>払込方法別</u> 、口数単位での解約はできない 随時払部分のみの解約はできない
(4) 中断	積立期間中の掛金払い込みの中断（払込停止）できる 積立期間が3年に満たない場合は中断できない	積立期間中の掛金払い込みの中断（払込停止）できる 積立期間が3年に満たない場合は中断できない
(5) 中断からの復活	中断からの復活はいつでもできる 中断を終える際は、満66歳までであれば中断前と同口数／同額まで、健康告知を問わず復活（掛金の払い込み再開）ができる	中断からの復活はいつでもできる 中断を終える際は、満 <u>65</u> 歳までであれば中断前と同口数／同額まで、健康告知を問わず復活（掛金の払い込み再開）ができる
4. 在職中保障内容		
(1) 在職中の死亡	それまでの積立金に払い込んでいる月払、半年払いそれぞれ1回分の掛金を加算した額を死亡一時金として支払う	それまでの積立金に払い込んでいる月払、半年払いそれぞれ1回分の掛金を加算した額を死亡一時金として支払う
5. 年金給付移行要件		
(1) 組合員本人	①団体生命共済とともに長期共済に加入している組合員本人 ②年金開始日現在の年齢が満55歳～満 <u>66</u> 歳 ③退職により団体生命共済の契約と長期共済の積立期間を終了する方 ④積立期間が5年以上あること (55歳未満で移行手続きした場合は年金開始時まで据置)	①団体生命共済とともに長期共済に加入している組合員本人 ②年金開始日現在の年齢が満55歳～満 <u>65</u> 歳 ③退職により団体生命共済の契約と長期共済の積立期間を終了する方 ④積立期間が5年以上あること (55歳未満で移行手続きした場合は年金開始時まで据置)
(2) 配偶者	配偶者の個人年金（終身年金）の選択もできる ①移行する組合員の配偶者として団体生命共済に加入している方 ②配偶者の個人年金の年金開始日現在の年齢が満55歳～満65歳であること ③移行前日に団体生命共済の契約を終了する方 ④組合員本人と同時に移行する方（先行移行の取扱いあり）	配偶者の個人年金（終身年金）の選択もできる ①移行する組合員の配偶者として団体生命共済に加入している方 ②配偶者の個人年金の年金開始日現在の年齢が満55歳～満65歳であること ③移行前日に団体生命共済の契約を終了する方 ④組合員本人と同時に移行する方（先行移行の取扱いあり）

	長期共済 制度改善案	長期共済 現行
6. 年金給付保障内容		
(1) 年金年額	12万円～120万円	12万円～120万円
(2) 年金給付の種類と 年金開始年齢	①確定年金（5年、10年、15年） 満55歳～満<u>66</u>歳 ②終身年金（保障期間は15年または75歳のいずれか短い期間を保証期間とする） 満55歳～満<u>66</u>歳 ③配偶者の個人年金（終身年金） 満55歳～満65歳	①確定年金（5年、10年、15年） 満55歳～満<u>65</u>歳 ②終身年金（保障期間は15年または75歳のいずれか短い期間を保証期間とする） 満55歳～満<u>65</u>歳 ③配偶者の個人年金（終身年金） 満55歳～満65歳
7. 医療給付・遺族給付		
(1) 組合員本人	①団体生命共済とともに長期共済に加入している組合員本人 ②保障開始日現在の年齢が満51歳～満<u>66</u>歳 ③退職により団体生命共済の契約と長期共済の積立期間を終了する方 ④＜医療給付のみ＞団体生命共済に医療保障が付帯されていること （三大疾病を選択する場合さらに要件あり）	①団体生命共済とともに長期共済に加入している組合員本人 ②保障開始日現在の年齢が満51歳～満<u>65</u>歳 ③退職により団体生命共済の契約と長期共済の積立期間を終了する方 ④＜医療給付のみ＞団体生命共済に医療保障が付帯されていること （入院日額7,000円コースを選択する場合さらに要件あり）
(2) 配偶者移行要件 (年齢条件のみ記載)	配偶者の医療給付（入院日額5,000円、三大疾病付）、遺族給付の選択もできる 保障開始日現在の年齢が満51歳～満65歳	配偶者の医療給付（入院日額5,000円、三大疾病付）、遺族給付の選択もできる 保障開始日現在の年齢が満51歳～満65歳

【別紙２】長期共済・税制適格年金の歴史経過

１ 労組事業から全労済への契約移管

（１）自治労は、1984年４月公的年金を補完するだけではなく、退職後のゆとりある生活の創設を担うものとして、死亡保障・医療保障・年金保障を組み合わせた長期共済を設計し、在職中から退職後まで、自治労としての保障を貫く共済制度として実施した。

（２）自治労は、2004年１０月自治労の共済事業の安定的な運営を確保するために、長期共済等を全労済に移管することとした。

２ 税制適格年金の取扱開始と、新団体年金共済への元受制度変更

（１）自治労共済は、2008年１月新事務システムを導入し、税制適格年金導入の条件が整ったことから、2008年７月その取扱いを開始した。

（２）全労済は、2010年１２月団体年金共済の制度改正を行い、新団体年金共済の取扱いを開始した。これにともない、長期共済・税制適格年金は、全労済の団体年金共済から新団体年金共済へと元受制度が変更になり、年金年額と払込限度額が拡大した。

３ 長期共済・税制適格年金の共済掛金の払込方法の変遷

		長期共済 (1984年４月実施)	長期共済の 全労済移管 (2004年１０月)	税制適格年金の 取扱開始 (2008年７月)	新団体年金共済へ の移行 (2010年１２月)
税制 適格 年金	月 払	—	—	・5,000円コース、 1万円コース のいずれか	・5,000円コース、 1万円コースのい ずれか
	半 年 払			・3万円コース、 6万円コース のいずれか ・月払・半年払併 用	・3万円コース、6 万円コースのい ずれか ・月払・半年払併 用
	随 時 払			・最低100,000円 /10,000円単位 ・1回につき10万 円（10口）～200 万円（200口）、 長期共済・税制 適格年金を合わ せて最高200万 円、通算1,200 万円	・最低100,000円 /10,000円単位 ・1回につき10万 円（10口）～200 万円（200口）、 長期共済・税制 適格年金と合わ せて最高200万 円、通算1,500 万円※１※２

		長期共済 (1984 年 4 月実施)	長期共済の 全労済移管 (2004 年 10 月)	税制適格年金の 取扱開始 (2008 年 7 月)	新団体年金共済へ の移行 (2010 年 12 月)
長期 共済	月 払	・ 1 口 3,000 円 10 口限度	・ 1 口 3,000 円	—	・ 1 口 3,000 円
	半 年 払	・ 1 口 18,000 円 10 口限度 ・ 月払・半年払の 併用合計 10 口限 度	・ 1 口 18,000 円 ・ 月払・半年払を 合計して 50 口限 度		・ 1 口 18,000 円 ・ 月払・半年払を 合計して 50 口限 度
	随 時 払	・ 1 口 30,000 円	・ 最低 100,000 円 /10,000 円単位 ・ 1 回につき 10 万 円 (10 口) ~200 万円 (200 口)、 通算 1,200 万円 (55 歳以上は通 算限度なし)		・ 最低 100,000 円 /10,000 円単位 ・ 1 回につき 10 万 円 (10 口) ~200 万円 (200 口)、 長期共済・税制 適格年金と合わ せて最高 200 万 円、通算 1,500 万円 ※1※3
払込 掛金 の 限度 額			・ 長期共済は累計 2,625 万円 (全年 齢適用)	・ 長期共済・税制 適格年金の月 払・半年払・随 時払と合わせて 2,625 万円	・ 長期共済・税制 適格年金の月 払・半年払・随 時払と合わせて 6,000 万円

※1 年金開始日の 5 年前の年応当日以降に充当する場合は、1 回につき 200 万円、通算 1,500 万円の制限はない。

※2 税制適格年金は、退職時に最低契約年金年額の不足分をまとめて払い込む。

※3 長期共済における退職時および年金開始直前(移行の 4 ヶ月前まで)の単位はつぎのとおり。

- ① 新団体年金原資へ充当する場合 (据置く場合を含む) 最低 1 円/1 円単位、
- ② 医療保障プラン・遺族保障プラン・年金保障プラン (個人年金共済) へ充当する場合 最低 1 円/1 円単位

【別紙3】税制メリットと老後資金準備の考え方

1 税制メリット：個人年金保険料控除による所得税・住民税の軽減

給与以外に所得がない自治体労働者が、税制適格年金の年間保険料を80,000円超払い込んだ場合、所得税・住民税を合わせた税額の軽減額は、若年層で4,800円、中堅層で6,800円、高齢層で10,800円程度と見込まれる。

＜個人年金保険料控除の金額の計算式＞

所得税

年間払込保険料	控除額
2万円以下	払込保険料の全額
2万円超～4万円以下	払込保険料×1/2+1万円
4万円超～8万円以下	払込保険料×1/4+2万円
8万円超	一律4万円

住民税

年間払込保険料	控除額
1万2,000円以下	払込保険料の全額
1万2,000円超～3万2,000円以下	払込保険料×1/2+6,000円
3万2,000円超～5万6,000円以下	払込保険料×1/4+1万4,000円
5万6,000円超	一律2万8,000円

2 老後資金準備の考え方（参考）

2019年には「老後資金2,000万円問題」、2024年には新NISAによる「貯蓄から投資へ」が注目されたが、公的年金以外の「老後資金準備」のための資産運用については、つぎのような優先順位が考えられる。

（1）税制適格年金・長期共済の活用

自治体労働者の場合、企業年金はないため、資産運用リスクは全労済が負う税制適格年金・長期共済（月払・半年払・随時払が可能、月々の随時払や退職時に移行掛金の不足額の一時払も可能）で代替する。

- ① 公的年金で不足する老後資金に備え、私的年金を準備する。その際、入職時からの税制適格年金の加入により、個人年金保険料控除による所得税・住民税の税制メリットの最大活用（税額軽減額・在職中全期間の活用）をはかる。
- ② 入職時からの長期共済の加入により、在職中に退職後の保障（年金給付・医療給付・遺族給付）の移行掛金を準備する。なお、長期共済および税制適格年金は、金銭的な事情が生じたときには、月払・半年払の一方を解約（払込方法別解約）することが可能である。（長期共済の共済掛金は、一般生命保険料控除の対象）

（２）iDeCo（個人型確定拠出年金）の活用

掛金全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、仮に毎月の掛金が１万円の場合、所得税（10%）、住民税（10%）とすると年間２.４万円、税金が軽減される。

また、通常、金融商品を運用すると、運用益に課税されるが（源泉分離課税 20.315%）、「iDeCo」なら非課税で再投資される。

金融商品の選択にあたっては、資産運用リスクは利用者本人が負うことを考慮する必要がある。

（３）新 NISA（少額投資非課税制度）の活用

毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる新 NISA（少額投資非課税制度）を活用する。

ただし、資産運用リスクは利用者本人が負うことから、余裕資産の範囲内とする。

以 上

【別紙４】年金開始年齢上限の引き上げにともなう取扱変更

１ 現行（年齢上限の引き上げ前）

65歳を過ぎた組合員が、年金給付を選択し、かつ退職者団体生命共済に移行加入する場合には、年金給付への移行可能な年齢上限（以下、年金開始年齢上限）が先に到来することになるため、65歳11か月までに年金給付に移行するとともに、退職者団体生命共済に移行加入する取扱いとしている。

年金開始年齢上限が、退職者団体生命共済に移行加入できる年齢上限と異なっていることは、加入者のわかりにくさ、案内のしにくさにつながるだけでなく、年金開始時期を逃すことがないよう、「64歳以上移行確認リスト」を県支部へ提供し、単組において注意喚起を行うなど、加入者トラブル防止のため、実務上の負荷が生じている。

<10月発効、組合員が12月で誕生日を迎え66歳になるケース>

年	X年					X+年								
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
年齢・イベント	65歳					●誕生日	66歳							
		65歳 9ヶ月	65歳 10ヶ月	65歳 11ヶ月				●退職						
長期共済・年金給付	積み立て					年金給付に移行								
団体生命共済 ・退職者団体生命共済	団生		団生		移行 加入	退職者団体生命共済				退団				

年金給付の移行可能な年齢の上限に合せて、退職者団体生命共済に移行加入します。

２ 改善後（年齢上限の引き上げ後）

年金開始年齢上限が66歳となるため、その範囲内において、年金給付と退職者団体生命共済の同時移行（加入）が可能となる。

退職者団体生命共済に移行加入できる場合には、年金開始もできるようになるため、わかりやすくなる。

<10月発効、組合員が12月で誕生日を迎え66歳になるケース>

年	X年					X+年								
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
年齢・イベント	65歳					●誕生日	66歳							
								●退職						
長期共済・年金給付	積み立て										年金給付に移行			
団体生命共済 ・退職者団体生命共済	団生		団体生命共済							移行加入	退職者 団体生命共済			

退職者団体生命共済の移行加入タイミングに合わせて、年金給付にも移行する。

以 上

<協議VI>

経過措置終了に伴う共済推進県本部交付金の取り扱いについて

1. 提案の趣旨

共済推進県本部交付金に係る2021年6月1日から2025年5月末までの4年間の経過措置の終了に伴い、2025年6月以降の共済推進県本部交付金の取り扱いについて提案し、確認します。

2. この間の経過

自治労本部は2022年6月の団体生命共済の抜本改正に伴い、単組における円滑な制度改正対応と高年齢層加入者の保障引き下げに伴う単組事務手数料の減少による財政確保の観点から、2021年6月から2025年5月末まで4年間の実績に対する交付金については、時限的な経過措置を設け、単組へ交付する規程など追加し、交付金の増額対応をはかりました。

具体的には、①全県本部一律額を100万円から150万円とする、②団生加入口数1口あたり0.1円を0.5円とする、③「全種目加入総口数」の伸び率に応じた金額の交付を「団生加入口数」の伸び率とする、④団生新規件数1口あたり3,000円を4,000円とする（ただし、2022年6月～2025年5月の実績分は限り5,000円）とし、その一部を単組に交付する、こととしました。

◆共済推進県本部交付金要綱 本則（第4条）の交付基準

第4条

a 全県一律（社保労連含む）	1,000,000円／県
b 全種目加入総口数	0.1円／口
c 対前年度加入総口数の伸び率	前年比により算定
d 団体生命共済新規件数 （※本人団生新規件数および本人61歳契約更新分）	3,000円／件
e 新規加入単組の基本型加入件数	1,000円／件
合 計（最大値）	150,000,000円

◆経過措置の交付基準

附 則

（経過措置 その1）

第2条 2021年6月1日から2025年5月末まで期間に限り、第4条（交付基準）（1）ないし（3）を次のとおりとし、（4）を削除する。

（1）県本部共済推進委員会の基本活動費として、全県本部共通に次の定額を交付する。

交付基準	金額、単価
全県一律 1 県本部（社保労連含む）	150万円

（2）加入状況の維持に関わる費用として、団体生命共済加入口数に応じた次の金額を交

付する。

交付基準	金額、単価
団体生命共済加入口数	1口あたり0.5円

(3) 組織強化・拡大のための共済推進費用として、次の金額を交付する。

- ① 自治労共済全種目加入総口数が、対前年度と比較し増加した伸び率上位10県本部に、各100万円を交付する。
- ② 組織強化・拡大に貢献する組織制度である団体生命共済の新規件数に応じた次の金額を交付する。

交付基準	金額、単価
団体生命共済新規件数 (件数は、本人新規契約分および本人61歳契約更新分の合計件数とする)	1件あたり4,000円

なお、県本部は、上記金額の50%以上を単組に交付する。

(経過措置 その2)

第3条 2022年6月1日から2025年5月末まで期間に限り、前条(3)②を次のとおり改めたうえ、前条(1)から(3)を適用する。

- ② 組織強化・拡大に貢献する組織制度である団体生命共済の新規件数に応じた次の金額を交付する。

交付基準	金額、単価
団体生命共済新規件数 (件数は、本人新規契約分および本人61歳契約更新分の合計件数とする)	1件あたり5,000円

なお、県本部は、上記金額の60%以上を単組に交付する。

3. 県本部の活用実績について

- ① 団体生命共済の抜本改正を機に確認した「新たな共済推進方針」で決定した団体生命共済の2026年度保有契約件数目標(336,044件)については、2025年1月時点の実績で313,939件となっています。目標に到達している県本部が8県本部ありますが、方針決定時と比較し、目標件数との差が広がっており、改めて推進方針を意識した取り組みの強化が求められます。
- ② 共済推進県本部交付金運営要綱に基づいて毎年度、交付金活用実績報告を集約していますが、各県本部では、共済推進にかかる人件費をはじめ、県本部共済集会の開催費用、単組オルグの諸経費に活用されています。
- ③ 4年間の時限的な経過措置において、団体生命共済の抜本改正に伴う単組における円滑な制度改正対応と高年齢層加入者の保障引き下げに伴う単組事務手数料の減少による財

政確保の観点で、増額分の一定割合を単組へ交付する措置を設けました。本部が設定した基準を超えて単組へ交付している県本部もありましたが、実績報告で単組への交付が確認できた県本部は、全体の約6割に留まっています。

- ④ 2021年6月から4年間の経過措置は、団体生命共済の抜本改正にあたり、改正内容の周知や解約を防ぐための推進活動を支えることを目的に措置してきました。とりわけ、高年齢層の解約や保障引き下げへの対策などについては、新制度の定着により抜本改正に伴う課題が収束に向かい、経過措置の目的も達した状況です。

一方で、新規採用職員や組合未加入者に対するじちろう共済の加入推進を通じた組織拡大の取り組みはこれまで以上に進めていかなければなりません。各県本部の実績報告では、交付金の活用が共済推進運動の基盤として共済推進県本部交付金が重要な交付金となっていることが確認できました。

4. 2025年6月以降の対応について

- ① 4年間の経過措置については2025年11月交付分（実績期間2024年6月～2025年5月）で終了し、2026年11月交付分（実績期間2025年6月～2026年5月）は、本則（第4条）の交付基準で交付します。
- ② また、現在、本部内において「本部体制・運動と組合費水準のあり方」について議論を行っているため、2027年11月以降の共済推進県本部交付金制度についても、この議論で検討していくこととします。

交付時期	実績期間	備考
2025年11月	2024年6月～2025年5月	経過措置による交付
2026年11月	2025年6月～2026年5月	本則（第4条）の基準で交付
2027年11月	2026年6月～2027年5月	今後検討

5. 経過措置終了に伴う共済推進県本部運営要綱の取り扱いについて

経過措置は運営要綱の附則で定めてきたことから、削除など運営要綱の改正は行いません。

6. 今後の進め方

3月11日	第7回本部共済推進委員会事務局会議	協議
4月1日	第15回企画会議	協議
4月8日	第8回本部共済推進委員会事務局会議	協議・確認
4月14日	第8回本部共済推進委員会	協議・確認
4月18日	第16回中央執行委員会	協議・確認
4月24日	第3回共済推進県本部代表者会議	協議・確認

以 上

<協議Ⅶ>

じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組みの強化

1. はじめに

労働者自主福祉運動は、組合員相互の助け合いによって組合員とその家族の安心と安定のくらしを実現するものであり、労働組合の原点ともいえる重要な運動です。

1982 年から取り扱いを開始した団体生命共済の加入組合員数は、1990 年代後半をピークに、2000 年代以降は組織率の低下、民間保険との競争などさまざまな要因により減少の一途を辿りました。

また、団体生命共済の掛金水準についても、民間のグループ保険等と比較した場合、「若年層は割高感を感じ、高齢層は割安感を感じ」る体系であったことから、新規採用職員を含む若年層の加入率が減少し、その結果、組合員が民間のグループ保険等へ加入してしまうことで、じちろう団体生命共済への加入が減少し、自治労組織への結集力を弱める要因にもなっていました。

こうした中、2022 年 6 月から団体生命共済の抜本的な制度改正を行い、若年層の掛金を大幅に引き下げグループ保険等に対抗し得る掛金体系への変更、さらに医療保障の拡充や 85 歳まで継続可能なじちろう退職者団体生命共済の新設を実施し、じちろう退職者団体生命共済を含む団体生命共済の保有件数は増加傾向に転じましたが、在職者の加入者数の減少にはまだ歯止めがかかっていません。

じちろう団体生命共済を「組合員の生涯保障のメイン」とするため、組合員や家族の暮らしのニーズやライフスタイルに沿った「適正保障額への加入」をすすめ、組合員の生涯にわたる利益の確保と、じちろう共済への加入を通じた組織強化に取り組めます。

2. グループ保険等への加入が組合員や自治労におよぼす影響

グループ保険会社は、市町村職員共済組合や都道府県や大都市の生協・互助会・労働組合、市長会・町村会等を通じて自治体職場に加入を拡げています。

特に遺族附加年金は「じちろう団体生命共済とバッティングしない」「じちろう団体生命共済の補完制度である」とのセールストークのもと全国に普及しており、契約高はじちろう団体生命共済を大幅に上回る規模に拡大しているものと想定されます。

しかし、グループ保険には、以下の課題があります。

(1) 組合員

- ① 遺族に対する「年金給付」という制度の立て付けのため、若い組合員に高額な死亡保障を勧め、過剰な保障への勧誘が報告されている。
- ② グループ保険の掛金は 40 代後半から高くなっている。
- ③ 高額な保障額のまま継続され、高年齢層の組合員には大きな負担となっている。
- ④ ボーナス給付と謳い、さらに高額保障を追加するプランを提案している。
- ⑤ 良くわからないままに適正保障額を超える多額の保障に加入し、必要以上の保険料を負担することで、組合員利益を損なう結果となっている。

(2) 労働組合に対する影響

- ① グループ保険の増加は団体生命共済の減少となり、単組の財政にも影響する。

- ② 共済活動を通じた世話役活動が低下することで、組織強化・拡大につながらないどころかマイナスとなる。
- ③ 自治労共済への結集の妨げとなり、制度の改善、掛金の改善につながらないどころかマイナスとなる。
- ④ 労働者自主福祉事業の理念に反する。（組合員の組合員による組合員のための自主福祉運動と相反）
- ⑤ 「共済事業＝助け合い」の制度が崩れ、単組組織の弱体化、組合員の単組への帰属意識の希薄化を招く。
- ⑥ 自治労組合員が団体生命共済を利用しないことで、自治労からの脱退が容易になり、「自治労の統一と団結」を著しく損なうこととなる。

3. 自治労方針「じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組み」

（１）状況を踏まえた今日的な立場（考え方）

2023 年 7 月 4 日に開催した 2023 年度臨時共済推進県本部代表者会議では、現在の状況を踏まえた今日的な立場（考え方）として、以下のことを確認しました。

じちろう共済はメインの保障、「グループ保険」は補完するもの、という基本的立場から、同様の保障であればじちろう共済に加入させる、保障のメニューがないものについては「グループ保険」で対応することについて、今一度、自治労総体として認識を共有化し、全体で対応を図ることとします。

（２）今後の取り組み

あわせて、本部・県本部・単組の今後の取り組みとして以下の確認を行っています。

（１）本部

- ・基本的な考え方や「じちろう共済を生涯保障のメインとする」ことの確認
- ・グループ保険の位置づけや現場における取り扱いの実態、特徴的な状況について把握し、問題意識や具体事例の共有化
- ・横断組織を通じて、認識の共有化と、それぞれの段階における対応の強化
- ・市町村共済組合協議会との情報交換・意見交換と、各県や現場で課題が生じた際の対応

（２）県本部

- ・本部が提起した基本的な考え方や「じちろう共済を生涯保障のメインとする」ことの単組との共有化
- ・共済推進の阻害要因について、実態と課題、事例を共有し、基本的立場からの対応の強化
- ・グループ保険等の制度改定や新規導入への基本的立場に基づいた対応
- ・強引な勧誘や高額な契約といった実態に対する自治体当局の責任の追及・改善、市町村共済職員労働組合との意見交換

（３）単組

- ・「じちろう共済をメインの保障にする」という方針に基づき、新規採用者の組合と団体生命共済の同時加入の追求
- ・未加入者への労働者自主福祉活動の意義や共済制度の優位性などの理解促進をはかる学習会等を通じての早期加入
- ・現場における民間保険等の勧誘実態の把握し、当局対応や民間保険等への対応の強化

4. じちろう共済を生涯保障のメインとするための具体的な取り組み

じちろう共済を組合員と家族のメイン保障にするために、以下の取り組みを計画的に実行していくこととします。

(1) 基本的スタンス（共通）

- ① じちろう共済を「組合員のメイン保障」に据え、生涯にわたる組合員利益の確保に取り組みます。
- ② 新入組合員には、グループ保険の勧誘を受ける前に、じちろう共済制度を説明します。
- ③ 組合員利益の最大化のため適正保障額への加入をすすめます。
- ④ 組合員への対応にあたっては、労働者自主福祉活動の意義や共済制度の優位性などの理解促進を図る学習会等を通じて、じちろう共済への加入と生涯保障のメイン化に取り組みます。
- ⑤ じちろう共済を生涯保障のメインとする取り組みでは、団体生命共済のみならず、積立制度（税制適格年金・長期共済、親子共済など）、損害系制度（じちろうマイカー共済、住まいる共済など）についても、組合員と家族のメインの保障となるよう取り組みます。

(2) 自治労本部・自治労共済推進本部

- ① 本部は、引き続き各県本部共済推進委員会を通じて、グループ保険の特徴的な実態を把握するとともに、各県本部・県支部に対し情報提供を行います。あわせて、先進的な取り組み事例（グループ保険からの切り替え手法など）についても情報提供を行います。
- ② 県本部オルグを実施するとともに、県本部共済推進委員会での学習会を開催し、グループ保険への加入が組織の結集力に及ぼす影響や、組合員利益を損ねている実態などについて共有化をはかります。講師については、自治労本部・自治労共済推進本部の役員が務めます。

(3) 県本部・県支部

【第1段階】

- ① グループ保険のパンフレット等を入手し、県支部を中心にグループ保険の制度の特徴などを確認します。また、グループ保険の募集期間や発効月、募集体制や募集の手法など分析を行います。
- ② あわせて、単組を通じてグループ保険における勧誘の実態や課題について把握します。
- ③ 県本部共済推進委員会で学習会を開催し、グループ保険への加入が組織の結集力に及ぼす影響や、必要以上の保障を勧められ加入していることで組合員利益を損なっている事例が報告されていることなど課題を共有化し、じちろう共済制度の推進の必要性について意思統一をはかります。
- ④ 県本部と市町村職員共済組合の職員側理事との意見交換を行い、自治労方針について意思統一を行います。

【第2段階】

- ① 県本部・県支部は、単組執行部学習会等の開催を通じてグループ保険の課題や事例を単組と共有します。
- ② グループ保険における募集行為や契約に至る過程において、単組より課題が報告された場合は、当該団体に対して改善の申し入れを行います。
- ③ グループ保険等の制度改定や新規導入については、「じちろう共済はメインの保障、グループ保険は補完するもの」という基本的立場に基づいて対応します。
- ④ 新採対策にあたっては、グループ保険の勧誘が行われる前に、じちろう共済の説明会を開催し、「組合と団体生命共済の同時加入（５月発効の追求）」に取り組みます。
- ⑤ セット共済の更新時（新規・継続募集期）には、単に更新手続きに留まらず、じちろう共済をメイン保障に据えた適正保障額への保障の見直し、グループ保険からの切り替えによる新規加入、家族加入に取り組みます。
- ⑥ グループ保険の募集時期がセット共済の更新時期と異なる場合は、県支部でスポット募集を設定し、グループ保険からの見直し（切り替え）が可能となるよう取り組みます。
- ⑦ 組合員対応にあたっては、県推進本部との共同推進体制が極めて重要になることから、県支部と県推進本部による定例推進会議において、共同推進体制を構築します。

（４）単組

- ① 単組は、現場におけるグループ保険の勧誘等において、組合員利益を損なう実態が見受けられた場合は、是正に向けた当局対応を行います。
- ② 単組執行委員会、単組共済推進委員会において、県本部の会議や学習会等で共有されたグループ保険の課題や事例を単組内で共有したうえで、じちろう共済を生涯のメインの保障とし、グループ保険は補完制度の基本的立場に基づいたじちろう共済の推進計画を策定します。
- ③ 新規採用職員に対しては、グループ保険の勧誘より前に、じちろう共済の説明を行うこととし、「組合と団体生命共済の同時加入（５月発効の追求）」に取り組みます。
- ④ 早期の説明会の開催ができない場合であっても、「組合では生涯の保障を広くカバーし掛金も手頃なじちろう共済を取り扱っていること」「今後他の保険会社から勧誘を受けても安易にその場で加入せず、組合に相談すること」等を伝えます。
- ⑤ 組合員には、セット共済の更新時期（新規・継続募集期）やスポット募集などの機会に、説明会の開催・個別保障相談の実施などを通じて、適正保障額への加入となっているかなど、現在加入の保険（共済）の見直しに取り組みます。

５．今後のすすめ方

３月 １１ 日	第 ７ 回本部共済推進委員会事務局会議	第 １ 回目協議
４ 月 ８ 日	第 ８ 回本部共済推進委員会事務局会議	第 ２ 回目協議
４ 月 １１ 日	第 １５ 回企画調整会議	協議
４ 月 １４ 日	第 ８ 回本部共済推進委員会	協議・確認
４ 月 １６ 日	第 １５ 回常任代表委員会	協議・確認

4月24日	第3回共済推進県本部代表者会議	協議・確認
4月25日	第4回県支部事務局長会議	意見交換
5月	共済推進県本部・県支部合同会議（WEB）	意見交換

以上

じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組みについて

1. 経過

自治労は、1966年に「労働者自らが、自らの手で生活を守るとともに、組織をより強固なものにするため」という趣旨で、生活協同組合として自治労共済を設立し、当初は、総合共済（慶弔）をはじめ、火災や自動車を中心とした共済制度を有していましたが、自治労の労組事業として発足した団体生命共済なども2002年に生協事業化し、制度の充実を図ってきました。また、2013年には全労済との統合により全労済に元受け移管し、現在までの推進体制が確立されました。

一方、組織力や運動量の格差、単組役員の負担感増加と組合活動の低下など、様々な要因を背景として団体生命共済の加入率は20年以上の間、低下を続けてきました。

こうしたことから、2021年5月第160回中央委員会において「めざすべき未来（目的） 団体生命共済への組合員・家族の安心と安定の暮らし、自治労の組織強化・拡大の実現」「大目標 じちろう共済に、生涯を通じて、全員加入」とする「新たな共済推進方針」を確立するとともに、2022年6月に団体生命共済を抜本改正し、退職者団体生命共済についても新たにスタートさせてきました。同時に、新規採用者の組合と団体生命共済への同時加入や好取り組み事例をモデル化した包括的な「新たな共済推進マニュアル」の展開、動画による学習資料など、コロナ禍という環境下でも様々な取り組みを進めてきたところです。

他方、こうした抜本改正に関わる討議の中で、じちろう共済を生涯保障のメインとするための阻害要因として、市町村共済組合などが取り扱うグループ保険や民間生命保険会社の保険外交員の存在（営業手法など）も指摘されてきました。

2月に開催した共済推進県本部・県支部合同会議においては、各県本部から民間保険等による「若年層に過剰な保障を勧めている」「当局ルートでの強引な勧誘に組合員が困惑している」といった現場での課題が報告されたことから、4月の第3回共済推進県本部代表者会議において本議案を提起してきました。

6月に開催した共済推進県本部・県支部合同会議では、「じちろう共済との逆転現象が生じているのではないか」、「対応については、もう少し具体的に踏み込んで記載すべき」といった指摘のほか、各県の市町村共済職員労働組合との組織的すり合わせへの必要性についても第3回共済推進県本部代表者会議と同趣旨でご意見をいただきました。

また、新規採用者に対する働きかけなどの特徴的な状況について、別紙でまとめていますが、各県、各単組（自治体）における濃淡や差異も明らかになっています。

各県本部では、市町村共済組合代表理事等の立場から、組合員の利益を守る視点で当該保険会社に厳しく指摘するとともに、契約状況の点検を求めることや、単組においても当局に対して是正を求めるといった対応も図られています。

2. 状況を踏まえた今日的な立場（考え方）について

全国的な状況については、各県における現場からの報告を踏まえると、基本的立場について組織的に改めて確認しておく必要があります。労働組合の基本原則として、「組合員利益の最大化」をめざすものであること、そのために職場以外でのリスクに対する保障の仕組みとしてじちろう共済を作り、育ててきたことは「団体生命共済の抜本改正」における議論の中で繰り返し確認されてきました。こうした立場からは、「過剰な保障」や「強引な勧誘」は組合員利益を毀損し、組合の組織力にも影響をもたらすものと言わざるを得ません。

したがって、じちろう共済はメインの保障、グループ保険などの民間保険は補完するもの、という基本的立場から、じちろう共済の推進と加入推進を基本方針として位置付け、自治労総体での認識の共有化と、全体での対応を図ることが必要です。

3. 今後の取り組みについて

（1）本部

本部は、じちろう全国共済集会などにおいて、継続した取り組みとして基本的な考え方や「じちろう共済を生涯保障のメインとする」ことを全体で確認します。

共済推進県本部・県支部合同会議などを通じて、市町村共済組合におけるグループ保険の位置づけや現場における取り扱いの実態、県庁生協や職員互助会など、県職、大都市におけるそれぞれの特徴的な状況について把握し、問題意識や具体事例を共有します。

また、町村評議会、県職共闘や大都市共闘など横断組織を通じて、認識の共有化を図るとともに、それぞれの段階における対応が強められるよう取り組みを進めます。市町村共済組合協議会と情報交換、意見交換を進め、各県や現場で課題が生じた際には対応にあたります。

（2）県本部

県本部は、本部が提起した基本的な考え方や「じちろう共済を生涯保障のメインとする」ことを、新たな共済推進方針に基づく取り組みの中で単組と共有します。

共済推進の阻害要因について、実態と課題、事例を共有し、基本的立場からの対応を

強化します。グループ保険等の制度改定や新規導入については、基本的立場に基づいて対応します。強引な勧誘や組合員が不必要に高額な契約をするといった実態がある場合には、契約状況の洗い出しや自治体当局の責任の追及など、改善を求めて取り組むとともに、市町村共済職員労働組合との意見交換を行います。

（３）単組

単組は、「じちろう共済をメインの保障にする」という方針に基づいて、引き続き新規採用者の組合と団体生命共済の同時加入を追求するとともに、未加入者には労働者自主福祉活動の意義や共済制度の優位性などの理解促進を図る学習会等を通じて早期加入に取り組めます。

また、組合員利益を優先するため、現場における民間保険等の勧誘実態を把握するとともに、県本部や周辺単組とも情報を共有しつつ、当局対応や民間保険等への対応を強めます。

以上

【参考：各県本部における主な取り組み事例】

2023 年 2 月・6 月に開催した共済推進県本部・県支部合同会議における意見交換で、各県本部から報告された主な取り組み事例を共有します。

事例 1	グループ保険の制度改定・拡大については、市町村共済組合の職員側委員を通じて自治労共済制度とのラップをしないよう牽制する話をし、公務員賠償もそのように対応している。
事例 2	入職 3～4 年以降の組合員を対象として、必要以上の保障加入などを指摘し、団生での適正な保障加入を勧めている。
事例 3	グループ保険よりも早く必ず声をかけるよう単組に提起している。
事例 4	取扱保険会社に対して、不必要な加入はさせないこと、自治労には手を出さないことを伝えている。
事例 5	新規メニュー導入の提案はさせていない。
事例 6	本部を通じて運用の改善を求め、以下の取り決めた。 ①介護保障新メニューの提案は却下すること。 ②保険外交員は職場に入らせず、取扱保険会社の正社員が面談し、本人が内容を理解・納得してから加入させること。 ③グループ保険は任意加入であることを伝えること。 ④期中の解約に応じること。 【6 月合同会議：②に対する報告】 市町村共済組合員は約 12,000 人で、約 5,400 人がグループ保険に加入していたが、このうち約 4,800 人（約 8 割）の加入者に対して取扱保険会社の正社員が現契約内容等を改めて説明した結果、解約が 415 人、減額変更が 397 人、増額変更が 279 人という報告をうけた。
事例 7	取扱保険会社の面談対象・内容などを確認し、自治労側から後日アプローチするため、取扱保険会社が単組に入るときは、県本部役員に事前連絡するよう約束させている。
事例 8	県職員互助会では、職場に取扱保険会社を入れさせない取り組みを行っている。
事例 9	今期、市町村共済の代表理事を務めており、市町村共済にグループ保険を入れない取り組みを自治労として取り組んでいる。
事例 10	県庁生協がグループ保険に取り組んでいることから、じちろう共済より先行しないよう当該単組（単組選出の県庁生協理事）から要請している。

事例 11	単組によっては、自治労共済からの説明前に他保険・共済へ加入することは見合わせるよう組合員に呼びかけている。
事例 12	各単組を通じて当局（人事課等）に要請し、2023 年度はグループ保険の事前勧誘はほぼ行われなくなった。
事例 13	詳しい説明もなく高額保障に加入された組合員がいると単組から報告があり、市町村共済側に改善対応を要請している。
事例 14	市町村共済が取り扱っている保険の外交員による勧誘がひどかったため、当局（人事）と協議し出入り禁止にした単組がある。
事例 15	組合員ではないが、会計年度任用職員に対して十分な説明を行わないままの勧誘行動があったと単組から報告があり、市町村共済グループ保険の元受保険会社に改善要請を行っている。